

# 史跡正家麿寺跡保存活用計画（案）

令和4年3月

恵那市教育委員会

教育長あいさつ

## はじめに

この度、「正家廃寺保存活用計画」を策定することができました。策定委員の皆様、地元関係者の皆様を始め、長年にわたりご支援をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

古くから地元の皆様によって語り伝えられてきた寺院跡を、昭和52年度から54年度にかけて当市教育委員会の委託を受けた南山大学の発掘調査に始まり、その後数回にわたる発掘調査から、当寺院は8世紀から9世紀の僅か100年程存続し、火災によって焼失したこと、出土遺物から奈良三彩など貴重な陶片が発見されたことで、当時の都だった奈良との結びつきが強く、格式のある寺院であったことが判明しました。

また、これに追隨する形で、奈良飛鳥池遺跡から発見された木簡「土岐評惠奈」とあり、この木簡の書かれた677年の時点では、惠奈郡はまだ存在せず、土岐郡の一部であったことから、当寺院の創建は、美濃国惠奈郡（惠那郡）の成立と関連すると考えられることも分かってきました。

文献資料が乏しい中であっても、発掘調査によって、惠那地域の古代史の中核となる正家廃寺の様相が明らかになり、この地に法隆寺のような伽藍を持つ寺院が存在し、ここに住む人々が丘陵にそびえる塔と金堂を仰ぎながら生活していたことを想像すると、その情景が思い浮かび、懐古の念が胸中に響く気がします。「当市の子ども達に広く知ってほしい。」このような思いから、令和2年度末、西部良治氏監修、小板忠昭氏編著により『正家廃寺と古代の惠奈』を発刊させていただいたところです。

正家廃寺が平成13年に「国史跡」に指定され、20年経ちます。この間、「保存管理計画」を策定しましたが、今回の「保存活用計画」策定を機に、当史跡を末永く保存するだけでなく、多くの方々にこの地に来訪していただき、奈良時代の息吹を肌で感じ、学んでいただく働きかけもしていきたいと思っております。今後ともご支援とご協力をお願いします。

令和4年3月

惠那市教育長 大畑 雅幸

## 例 言

1. 本書は、岐阜県恵那市長島町正家・字寺平に所在する史跡正家廃寺跡（平成13年8月13日国指定）の保存活用計画書である。
2. 本計画書は、恵那市教育委員会が事業主体となって策定した。
3. 本計画書の策定の経過は、「第1章第2節基本計画策定の経過」に示した。
4. 本計画書の策定にあたり、次の機関等に多大なご協力とご指導を賜った。記して厚くお礼を申し上げる次第である。（敬称略・順不同）

恵那市正家廃寺跡調査整備委員会、正家寺平歴史の里整備構想研究会、正家廃寺保存会、正家区、文化庁文化財部記念物課、岐阜県環境生活県民部文化局文化伝承課

## 目 次

### 第1章

#### 保存活用計画（案）の策定

- 第1節 保存活用計画（案）策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 保存活用計画（案）策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第3節 委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第4節 保存活用計画（案）策定の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第5節 関連計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第2章

#### 史跡正家廃寺跡の立地環境等

- 第1節 位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第2節 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3節 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - ① 恵那市の歴史的環境
  - ② 恵那市の文化財
- 第4節 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - ① 産業
  - ② 観光
  - ③ 関連法規制

### 第3章

#### 史跡正家廃寺跡の概要

- 第1節 恵那郡の歴史と正家廃寺の造営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 第2節 正家地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 第3節 古代寺院・正家廃寺について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第4節 調査の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第5節 遺構・遺物の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

### 第4章

#### 史跡の現状と課題

- 第1節 指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 第2節 史跡指定地の土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 第3節 地域活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第4節 各項目における課題整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

### 第5章

#### 保存管理の基本理念

- 第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第2節	整備対象地の保存管理方法	29
第3節	史跡の本質的価値と構成要素	30
第4節	バッファゾーンの保存管理指針	30
第6章		
保存活用の基本方針		
第1節	保存目標と基本方針	32
第2節	利活用の基本方針	33
第7章		
保存活用計画		
第1節	全体計画と地区別計画	35
第2節	遺構保存に関する計画	38
第3節	動線計画	38
第4節	地形造成に関する計画	40
第5節	遺構の表現に関する計画	40
第6節	修景及び植栽に関する計画	40
第7節	案内・解説施設に関する計画	41
第8節	管理施設及び便益施設に関する計画	41
第9節	公開活用及びそのための施設に関する計画	41
第10節	周辺地域の環境保全に関する計画	41
第11節	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	42
第12節	整備事業に必要となる調査等に関する計画	42
第13節	公開活用に関する計画	42
第14節	管理運営に関する計画	43
第8章		
保存活用に向けて		
第1節	年次計画	44
第2節	今後の課題	45

## 第1章 保存活用計画の目的と経緯

### 第1節 保存活用計画（案）策定の経緯

正家廃寺跡は、丘陵の中央部に高塚状に塔と金堂の基壇が遺存する。古くから寺院跡として知られており、大正12(1923)年の阿部栄之助『濃飛両国通史』や、昭和11(1936)年の小川栄一『岐阜県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第5輯などの調査成果を受けて、昭和31(1956)年6月に岐阜県史跡に指定された。

本格的な調査が始まるのは昭和40年代後半で、『恵那市史』編纂を目的とした資料収集の一環として現地踏査などが行われ、これを基に発掘調査が行われた。

発掘調査は、南山大学人類学部考古学研究室が調査担当となり、昭和51(1976)年から55(1980)年にかけて4次にわたって行われた。その結果、伽藍地の規模が確定し、寺院の存続年代については、当時の灰釉陶器の年代観により、10世紀～11世紀とされた。また、金堂礎石の特異な配置については昭和53(1978)年の調査概報で初めて提起され、その後、底の柱が身舎の柱に対してすべて放射状に広がる復原案が、平成6(1994)年の本報告で伊藤秋男により示された。

平成4(1992)年、丘陵東端の恵那市資源センター建設に伴う恵那市教育委員会の発掘調査では、堅穴建物跡、溝（後に築地遺構の側溝と判明）などの遺構とともに、二彩浄瓶、鍛冶関連遺物などが出土し、寺院に関連する遺構が丘陵の広い範囲に及んでいる可能性が出てきた。

これを契機に恵那市教育委員会は、平成5(1993)年から10(1998)年にかけて遺構確認のための発掘調査を実施した。その結果、寺院の創建は奈良時代にまでさかのぼることが判明し、存続年代は8世紀前半～10世紀前半に改められた。

一連の発掘調査により、寺院跡が付属施設まで含めて良好な状態で保存されていることが確認され、豊富な出土遺物や特異な金堂の構造など歴史的、建築史的な価値が認められ、平成13(2001)年8月13日付けで正家廃寺跡が国史跡に指定された。

その後、史跡を適切に保存し継承していくため、平成24(2012)年5月には、史跡の保存管理方法や現状変更の取扱基準等を定めた「史跡正家廃寺跡保存管理計画」（以下、「保存管理計画」と呼称）を策定した。また、平成24(2012)年度から史跡指定地の公有地化に着手し、平成25(2013)年度末には史跡指定地範囲の25,735.92㎡が全て市有地となった。史跡指定地の公有地化が完了したため、正家廃寺跡の史跡整備に向けて、平成25(2013)年度からは伽藍地主要施設や東方区画の確認調査を実施するとともに、微地形把握のための測量調査を行った。また、これらの調査のために、史跡指定地内の支障木を伐採した結果、史跡の空間的な広がりが顕在化した。こうした動きを受けて、平成27(2015)年度には、史跡の活用も含めた整備についての基本的な方向性を示した「史跡正家廃寺跡保存活用計画(案)」の検討を開始した。そして平成25(2013)年度からの遺構確認調査が一区切りを迎えた平成29(2017)年度に、発掘調査で得られた新たな知見や、「第2次恵那市総合計

画」策定といった社会情勢の変化などを踏まえ、「史跡正家廃寺跡保存活用計画」（以下、「計画」と呼称）として令和3（2021）年に策定することになった。

## 第2節 保存活用計画（案）策定の目的

正家廃寺跡は、岐阜県恵那市長島町正家字寺平の丘陵上に所在する古代の寺院跡である。主要伽藍の遺存状況が良好で豊富な出土遺物があり、金堂は特異な様式で、建築史上も貴重であるとして、平成13年8月に国史跡に指定された。

貴重な文化財を適切に保護し、次世代へ引き継ぐため、恵那市では史跡指定地の公有化を進め、併せて指定地の現状変更等の取扱基準について検討を行った。

本計画では、平成23年度に策定した「史跡正家廃寺跡保存管理計画」における保存管理の基本方針や整備活用の方向性、管理運営の方針等や、平成28年まで行われた調査整備委員会等で提案された内容を踏まえ、史跡を確実に保護・継承しつつ、史跡の価値を顕在化し、市民に長く親しまれるような史跡としての活用指針を示す。また、正家廃寺跡の基本的な保存内容や手法等についても提示することとする。

表1 計画策定までの流れ

年月日	内 容
昭和11年	小川栄一氏による詳細な測量図の提示。
昭和31年6月	岐阜県史跡に指定
昭和40年代後半	『恵那市史』編纂のための資料収集の一環として、本格的な調査が始まる。
昭和51～55年	南山大学による発掘調査。講堂跡の全面発掘、伽藍地南辺、北辺、西辺の確認調査。
平成4年	恵那市資源センター建設に伴う記録保存のための発掘調査を恵那市教育委員会が実施。寺院関連遺構が丘陵の広い範囲に及んでいることを確認。
平成5～10年	恵那市教育委員会による発掘調査。主要構造物の規模と構造の把握、大量の金属製品の出土。
平成13年	正家廃寺跡の史跡指定申請書の提出、文化審議会の答申を経て、正家廃寺跡が国史跡として官報告示される。
平成19年～	地元有志により「正家寺平歴史の里整備構想研究会」が結成。維持管理活動や整備構想の検討。
平成24年5月	史跡正家廃寺跡保存管理計画の策定。
平成24年	地元有志を中心に正家廃寺保存会が設立
平成25年	指定地の公有地化を実施。
平成25年～平成28年	現状把握のための微地形測量実施。伽藍地外側の遺構の確認、伽藍地内の主要施設の確認のための発掘調査を実施。

令和元年	旧資源センターの撤去
令和3年	指定地外の景観確保のための立木伐採

### 第3節 委員会の設置

#### (1) 委員会の設置

平成25～28(2013～2016)年度の「恵那市正家廃寺跡調査整備委員会（専門委員会）」および「恵那市正家廃寺跡整備構想検討委員会（地元委員会）」において、史跡の基本的な整備内容や手法等について検討を行った。その後、改めて令和3（2021）年度に調査整備委員会を設置し、内容の検討を行った。委員会の構成と委員会経過は以下の通りである。

表2 恵那市正家廃寺跡調査整備委員会（専門委員）委員名簿

氏名	分野	役職等
松村 恵司（H23～H28）	考古学	奈良文化財研究所客員研究員（元奈良文化財研究所長）
島田 敏男（R3～）	建築学	奈良文化財研究所特任研究員
早川 万年（H23～H28）	歴史学	元岐阜大学教育学部教授
大林 潤（H23～H28）	建築学	奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）
鈴木 智大（R3～）	建築学	奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）
西山 和宏（H26～H27）	建築学	奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）
鈴木 嘉明（H23～H28）	地元代表	正家寺平歴史の里整備構想研究会
近藤 純二（R3～）	地元代表	正家廃寺保存会

\*委員期間は年度をさす。



表3 恵那市正家廃寺跡整備構想検討委員会（地元委員会：平成28年度まで）

氏名	分野	役職等
西尾 直躬	地域・市民代表	正家廃寺保存会会長
永谷 繁明	学識経験（景観等）	デザイナー
鈴木 嘉明	委員会代表	恵那市正家廃寺跡調査整備委員会
河村 恒雄	地域・市民代表	正家区長
山辺 正行	審議会代表	恵那市文化財保護審議会委員
伊藤 保直	振興会代表	文化振興恵那市文化振興会会長
森川 伸江	社会教育	恵那市社会教育委員
工藤 博也	学校教育	市教委学校教育課指導主事

オブザーバ（期間は年度をさす）

佐藤 正知（H23～H27）	文化庁文化財部記念物課
岩井 浩介（R 2～）	文化庁文化財部記念物課
三浦 徹大（H26～H28）	岐阜県環境生活県民部文化局文化伝承課
近藤 大典（H23～H25）	岐阜県教育委員会社会教育文化課
三輪 晃三（H26～H28）	岐阜県教育委員会社会教育文化課
荻谷 奈々子（R 3～）	岐阜県環境生活県民部文化局文化伝承課

事務局（令和3年度）

大畑 雅幸	恵那市教育委員会教育長
長谷川幸洋	恵那市教育委員会事務局長
鷹見 健司	恵那市教育委員会事務局次長兼生涯学習課長
三宅 唯美	恵那市教育委員会事務局生涯学習課長補佐
三宅 英機	恵那市教育委員会事務局生涯学習課係長
西部 良治	文化財管理学芸員

【専門委員会経緯】

平成26年度第1回委員会

平成27年1月27日（火）14時00分～

- ・発掘現場視察、現地指導

- ・平成26年度調査状況の報告、平成27年度調査予定内容の検討

平成27年度第1回委員会

平成27年12月10日（木）14時00分～

- ・発掘現場視察、現地指導
- ・平成27年度調査状況及び平成28年度調査予定について
- ・整備基本計画（案）の策定着手について

平成28年度第1回委員会

平成28年11月28日（木）14時00分～

- ・発掘現場視察、現地指導
- ・平成28年度調査状況及び平成29年度調査予定について
- ・保存管理計画の進行管理について
- ・整備基本計画（案）の策定について

### 【地元委員会（註1）経過】

① 平成25年度第1回委員会

平成25年12月6日（金）13時30分～

- ・これまでの経緯について
- ・保存管理計画について
- ・整備基本計画（案）の策定について

② 平成26年度第1回委員会

平成26年5月21日（水）15時00分～

- ・委員会設置要綱の改正について
- ・平成25年度正家廃寺跡発掘調査結果について
- ・平成26年度正家廃寺跡発掘調査関連事業について
- ・整備基本計画（案）の策定について-

③ 平成26年度第2回委員会

平成26年7月31日（木）15時30分～

- ・平成26年度正家廃寺跡発掘調査関連事業の進捗状況について
- ・整備構想（マスタープラン：註2）の策定について
- ・調査と並行して優先的に進めるべき整備について

平成27年度第1回委員会

平成27年8月19日（水）13時30分～

- ・平成26年度発掘調査成果について
- ・平成27年度発掘調査予定について
- ・整備基本計画（案）の策定について

令和3年度第1回委員会

令和3年3月15日

・保存活用計画（案）の策定について

※（註1）正家廃寺跡の維持管理活動や啓蒙活動などの主体である地元委員会は、正家廃寺保存会へと移行した。それを受けて、平成29年度をもって、本委員会の活動を終了している。

※（註2）整備構想（マスタープラン）は、それまでの各種調査の成果に基づき、他の史跡整備事例を参考に正家廃寺跡の今後の環境整備の実施に向けて、その計画立案の叩き台となる構想である。恵那市教育委員会によって平成13(2001)年8月に策定され、平成26(2014)年5月に時点修正を受けて改訂された。

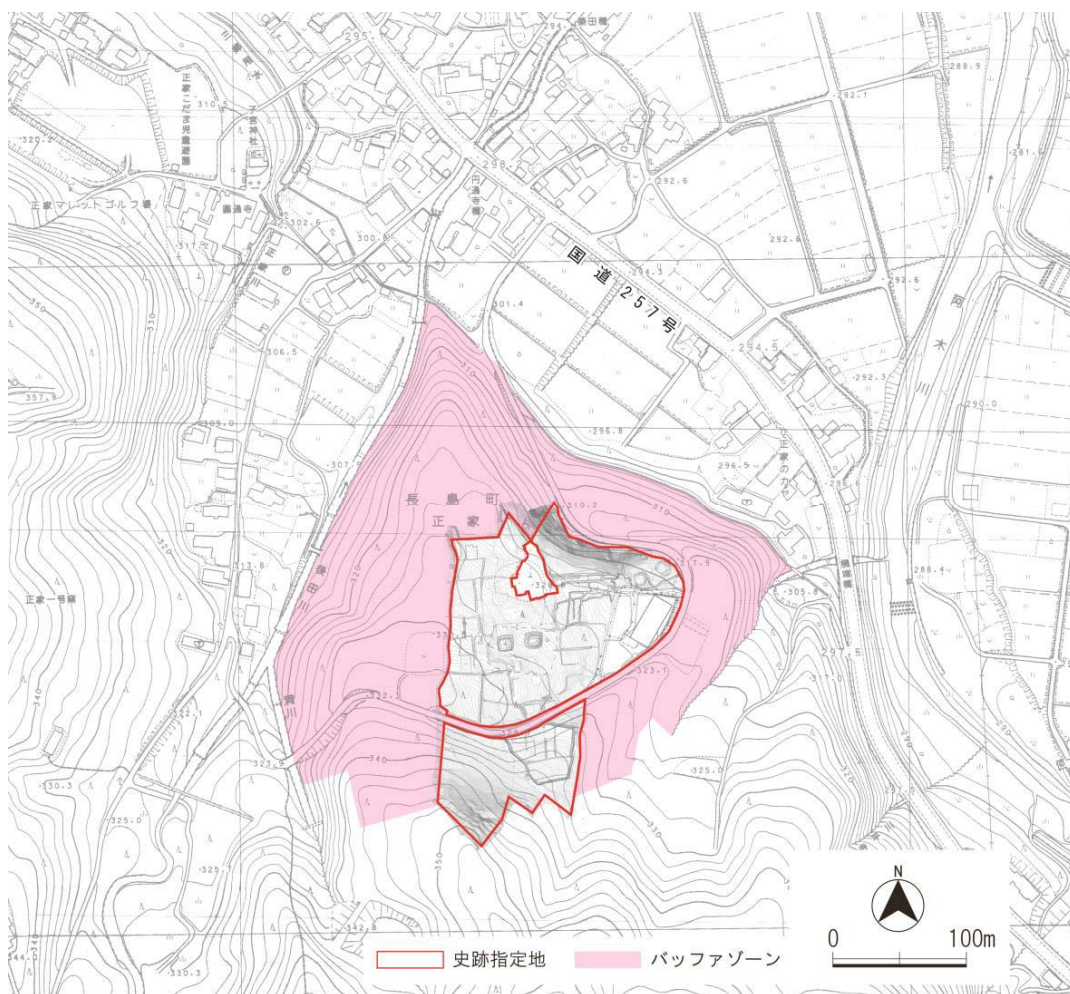
※正家廃寺保存会は、地元住民など約300人が会員となって平成24(2012)年4月に設立された地域団体である。正家廃寺跡の草刈りや清掃といった維持管理活動、各種ウォーキングイベント参加者への対応や歴史講演会といった啓発普及活動などを実施している。

#### 第4節 保存活用基本計画（案）策定の対象範囲

この保存活用基本計画において、遺構表示などの遺跡保存と活用を実施する対象地は、公有地化の済んでいる史跡指定地25,735.92㎡の範囲である（第1図）。しかし、史跡指定地に加え、史跡周辺の景観保全の観点から、正家廃寺跡を含む寺平遺跡、丘陵もバッファゾーンとして本計画の対象範囲とする。

この史跡周辺地区については、史跡と調和した景観の保全を目指して、史跡のバッファゾーンとして良好な景観を保全できるよう協力を求める。

このほか、利活用においては、正家古墳群や正家古窯跡群をはじめとする周辺の遺跡や、東山道関連遺跡、文化施設等とのネットワーク化を図り、それらと一体となった本史跡の利活用を促進することとする。



第1図 計画対象範囲

### 第5節 関連計画との関係

正家廃寺跡の整備活用は、恵那市のまちづくりの指針である『第2次恵那市総合計画』（平成28(2016)年3月）の具現化のための施策の一つとして位置付けられており、関連計画との整合・調整を図りながら進める必要がある。以下に関連計画の概要を記載する。

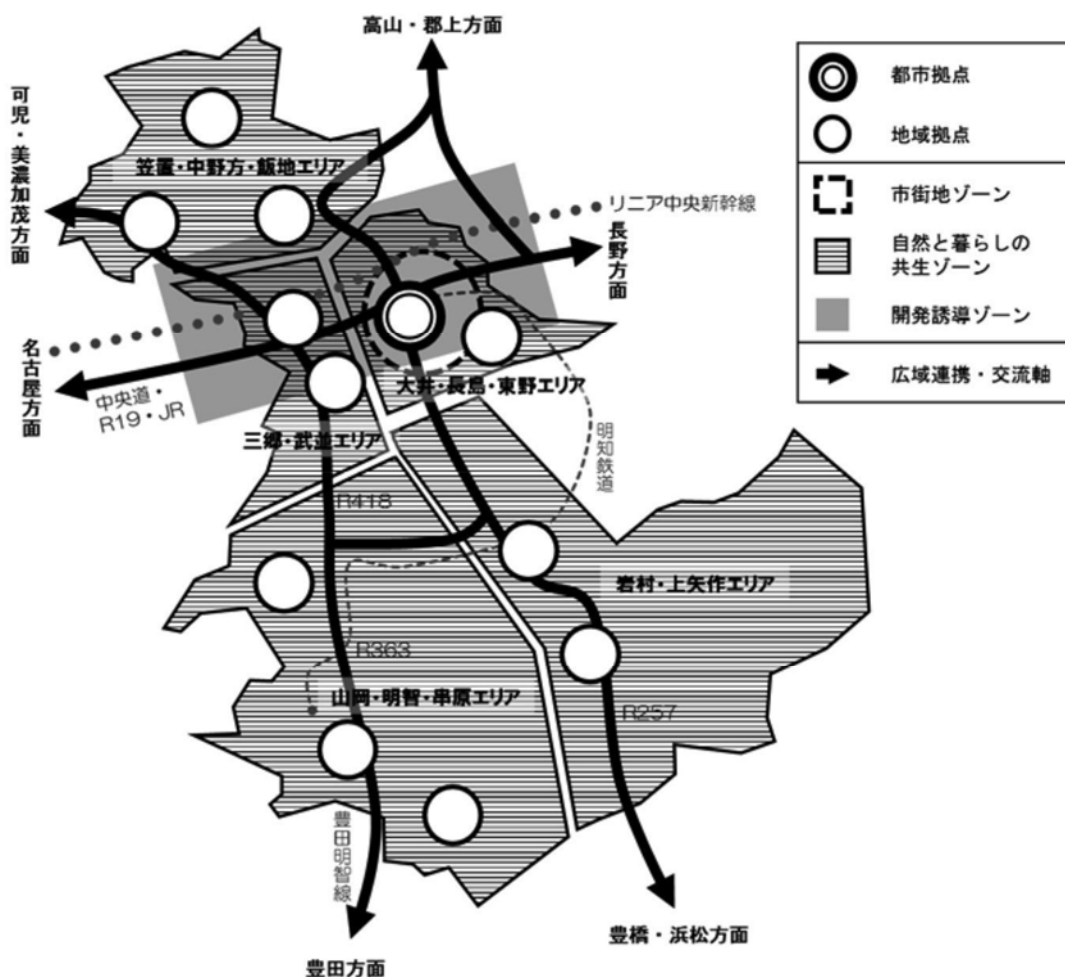
『第2次恵那市総合計画』は、平成28(2016)年度からの次の10年(2025年度)に向けた恵那市のまちづくりの指針であり、行政のみが進める計画ではなく、市民・地域自治区・企業・各種団体など様々な主体が目標達成に向けて参画・連携する計画とされている。本計画では、市の将来像を「人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」とし、「人」・「地域」・「自然」が持つそれぞれの特長と、それらが重なることで生み出されるさらなる魅力の共感や発信が、住民や来訪者に愛される恵那市につながるとしている。

正家廃寺跡については、基本施策〔8〕「独自の歴史・文化を活かす」の中で、「歴史・文化への理解による郷土への誇りと愛着の醸成」また、整備活用については、「各地

域の歴史資源の保全や活用を図るとともに、郷土への誇りや愛着を育む、総合的なまちなみの整備を推進」事業で整備活用が位置づけられている。

『恵那市都市計画マスタープラン』は、おおむね20年後の2030年を目標年次として平成24(2012)年3月に策定された。全体構想と地域別構想からなり、恵那市の将来都市像と都市作りの基本的な方向性を示している。地域別構想の中央部地域の「(4)地域づくりの方針・施設整備の方針」の中で、公園・緑地の整備に関わり、「正家廃寺の歴史公園化について検討する」としている。

『恵那市景観計画』は平成17(2005)年6月に施行された「景観法」に基づいて、平成24(2012)年に策定された。同計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めている。正家廃寺跡の位置する長島町は「①中央地域：大井町、長島町、東野」に含まれており、地域別の景観形成の方針として、「中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用等に基づく秩序ある土地利用を促し、現状ののどかな田園景観を守る」とされている。



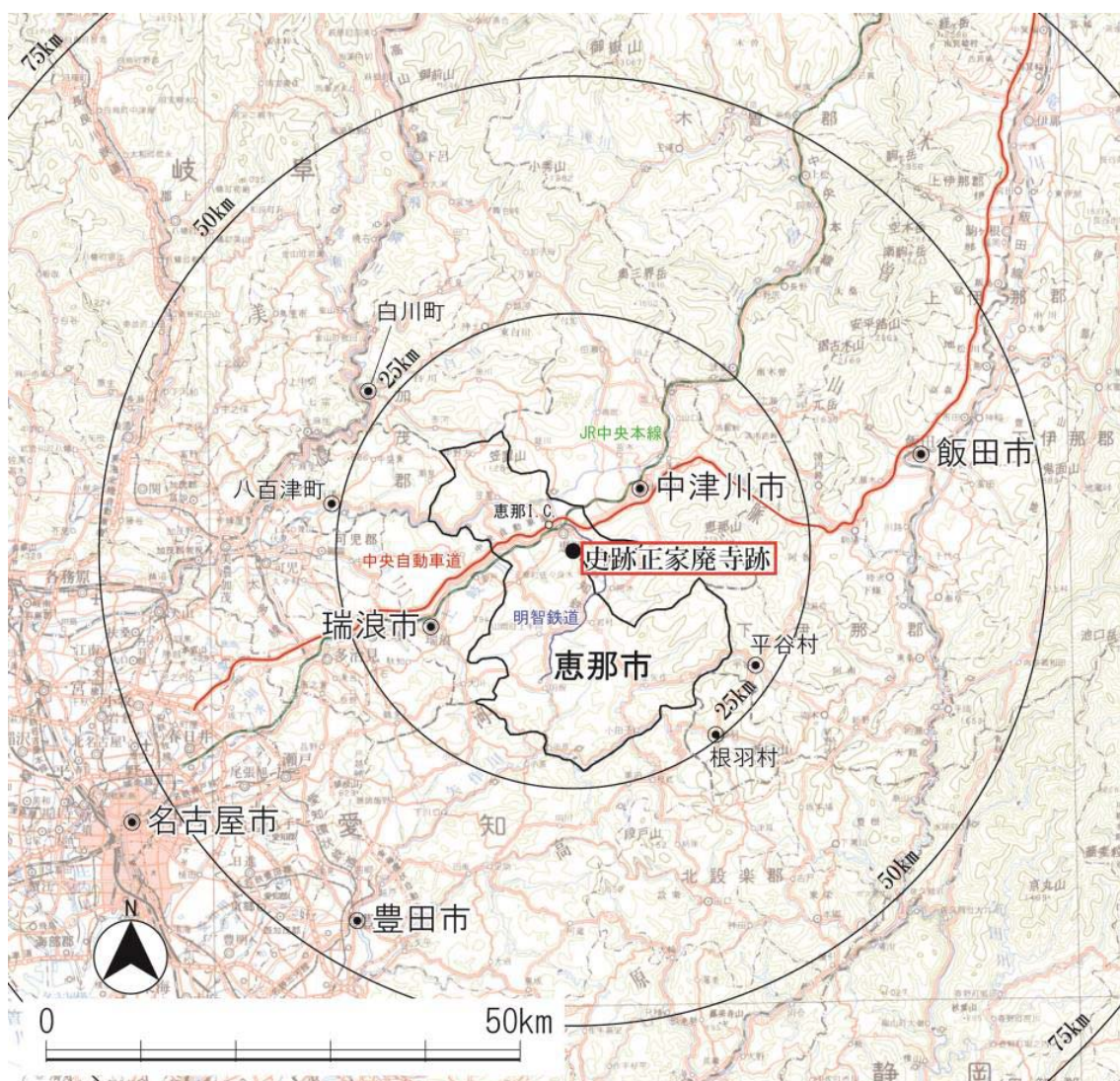
第2図 土地利用構想のイメージ図（「第2次恵那市総合計画」9ページより引用）

## 第2章 史跡正家廃寺跡の立地環境等

### 第1節 位置

史跡正家廃寺跡の所在する恵那市は、岐阜県の南東に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は加茂郡八百津町、白川町に接している。

名古屋からは自動車で約1時間の距離にあり、市内には中央自動車道の恵那インターチェンジが位置し中京・関西方面と結ばれている。基幹道路としては、国道19号、257号、363号、418号などが通っており、鉄道はJR中央本線、第3セクター経営の明知鉄道が通っている。



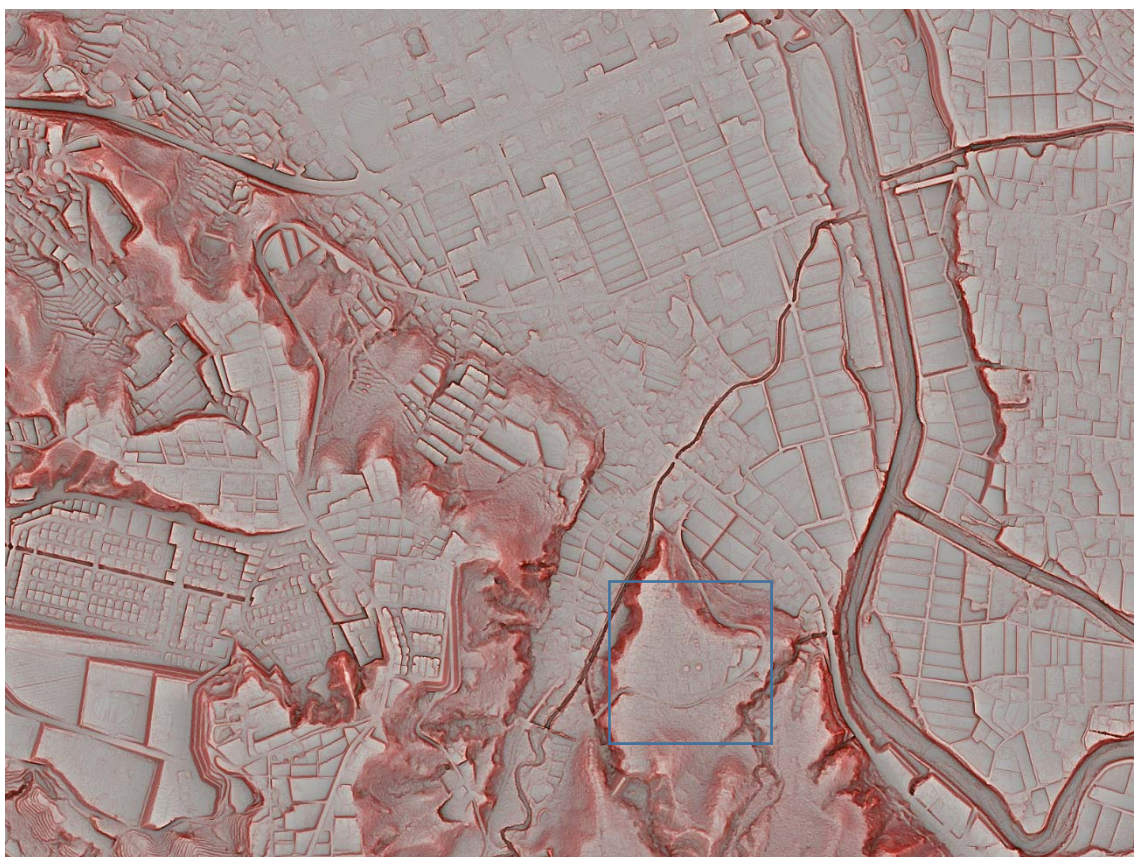
第3図 広域位置図（国土地理院50万分1地方図中部近畿より作成・一部改変）

## 第2節 自然的環境

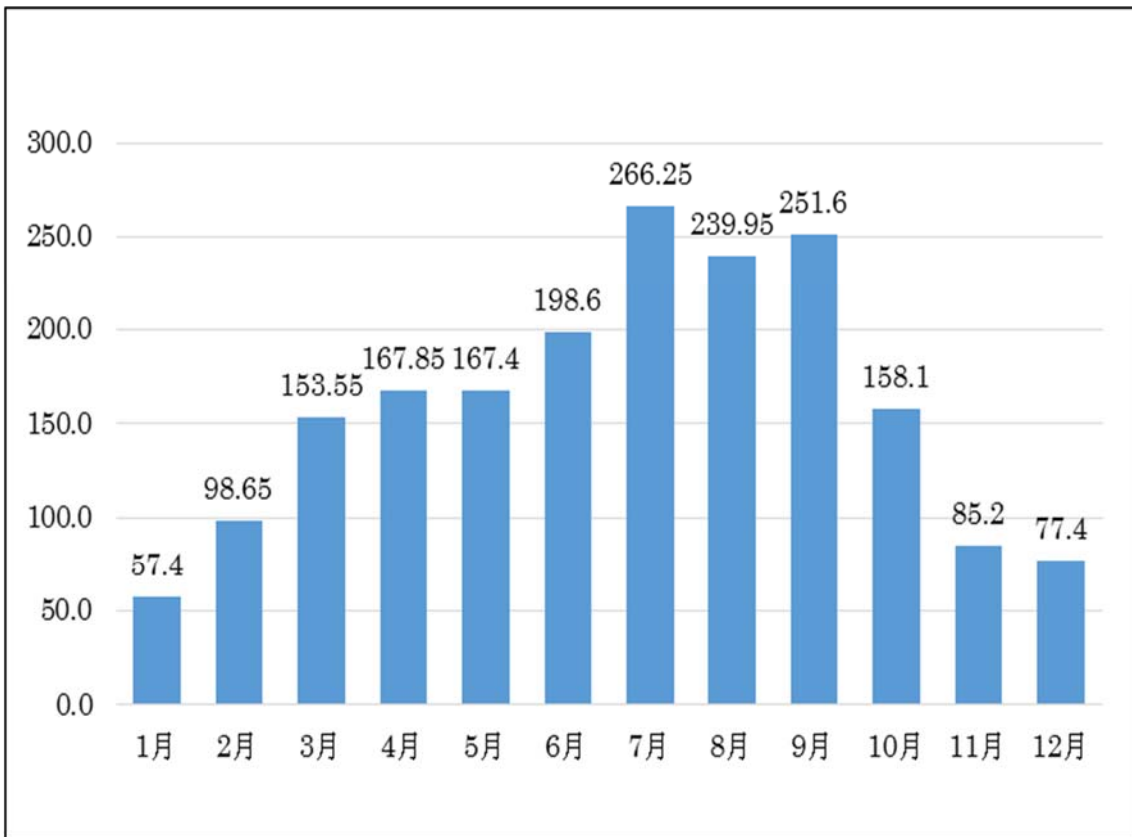
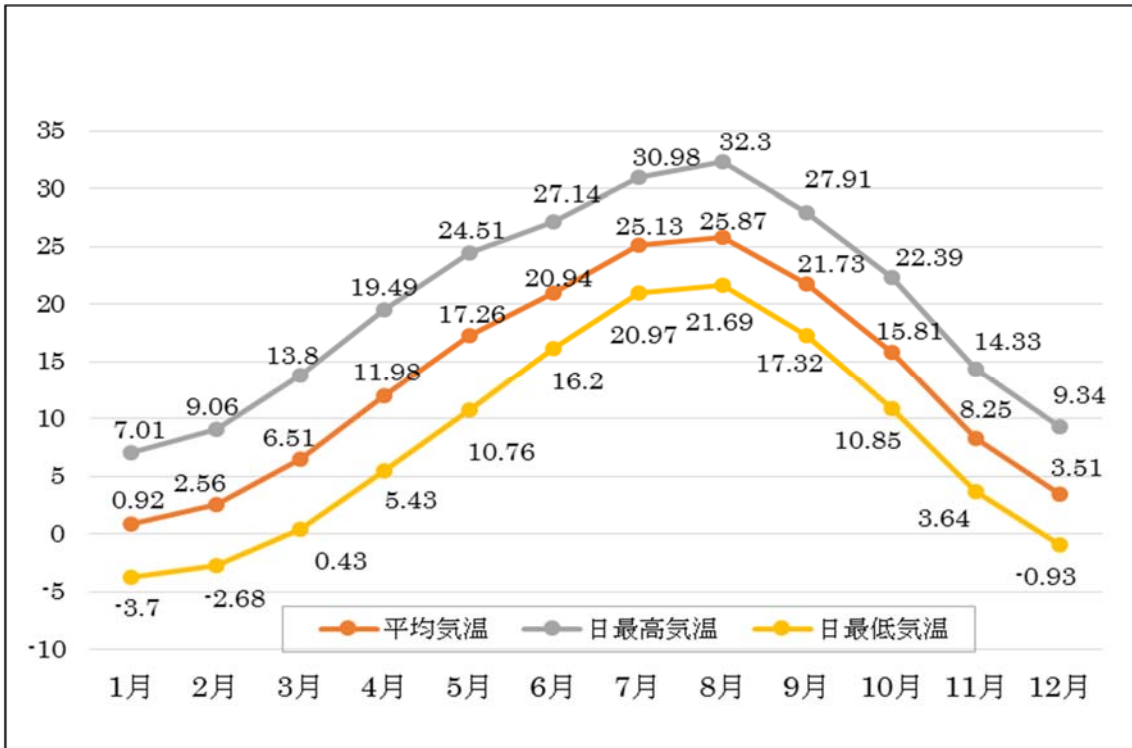
市域は、東西32.0km、南北36.0km、面積は504.19km<sup>2</sup>となっており、岐阜県東濃地方の山間部に位置している。市の東部から長野県にかけては、木曾山脈が連なっており、他にも北部に笠置山等を有する美濃飛騨山地、南東部に焼山等を有する恵那山地、南部に三河高、西部に東濃丘陵と標高800m～1,200m前後の山々が連なった地形となっている。また、市街地については恵那盆地、その南に岩村盆地が形成されている。史跡正家廃寺跡は、恵那盆地の南縁に立地する。

恵那市の気候は、太平洋気候の影響を受ける準内陸型の気候であり、夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しく、降水量は少ない。年間を通して安定した気候となっている。

植生は、昭和30年代にかけて植林されたヒノキや杉などとともに、国の天然記念物にも指定されているヒトツバタゴ、市の木になっているハナノキなど多様に富んでいる。動物相においては、ニホンカモシカなどの個体も確認でき、土壌を掘るイノシシなどもいることから史跡保護の観点から注視する必要がある。



第4図 正家廃寺跡の赤色立体図（青枠）



第5図 月別平均気温・日最高气温・日最低气温・月別降水量（H21-30 気象庁HPより）



### 第3節 歴史的環境

#### 【恵那市の歴史的環境】

恵那の歴史は旧石器時代にさかのぼり、笠置町の堀田遺跡では、黒曜石製石器が出土している。縄文時代の遺跡は市内に広く分布しており、木曾川水系、庄内川水系、矢作川水系のそれぞれの河川が開析した河岸段丘上に立地するものが多い。中野方町の橋戸遺跡や長根遺跡、東野の大野吾遺跡などで、縄文土器や住居跡が確認されている。弥生時代から古墳時代初期にかけては少量の土器が採集されているだけで、遺跡分布ははっきりしない。

5世紀になると集落遺跡の調査事例が増加し、古墳の造営が始まる。古墳は恵那郡内で200余基が確認されているが、均等に分布しているわけではなく、恵那市長島町周辺と山岡町～中津川市阿木の2つの地域に集中している。これは後の古代寺院の立地とも一致している。

7世紀第3四半世紀以前のこの地方は土岐評（郡）に属していた（飛鳥池遺跡丁丑年木簡）。恵奈郡の立郡の時期は不明であるが、初見は天平勝宝2（750）年（「東南院文書」）で、8世紀前半に成立したものと推定され、正家廃寺跡の創建時期とも重なる。

恵奈郡は、絵上郷、絵下郷、坂本郷、竹折郷、阿木郷、手向郷の6郷からなる（『和名類聚抄』）。郡の中央部を東山道が東西に横断しており、沿道には大井駅、坂本駅の2つの駅家が置かれた。郡家は正家廃寺跡付近にあったと推定されている。

平安末期に恵奈郡の大半を荘域とした遠山荘が成立し、中世を通じて近衛家領として伝領される。下位の所職は郷ごとに分割されて伝領される。史料では、大井郷、苗木郷、岩村郷、手向郷、奥遠山が確認できる。

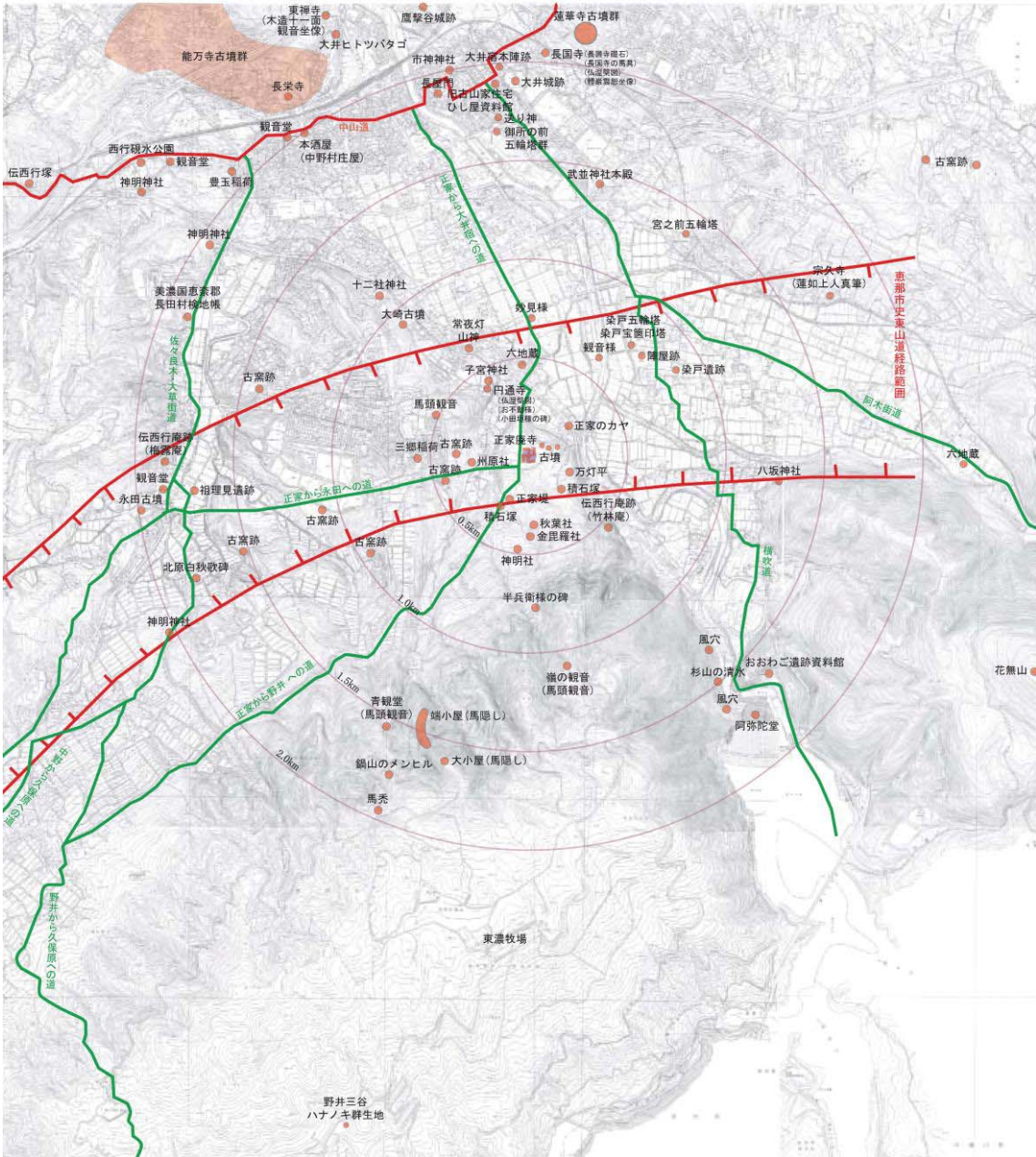
地頭職は鎌倉初期以来、遠山氏が継承し、こちらも郷ごとに分割相続される。室町時代には10家以上が分出し、幕府奉公衆となった。戦国時代にはこの中から岩村家が台頭し、恵奈郡一円を支配する国衆に成長するが、元龜天正年間の武田信玄の西上作戦に伴う織田、武田の争乱の過程で滅亡した。

関ヶ原合戦後の恵奈郡は、岩村に松平家乗、苗木に遠山友政、明知に遠山利景が封じられたほか、中山道沿いの大井村が幕領（後に尾張藩領）、正家村が木曾衆領となり、そのままの状態でも幕末に至った。恵那市域では、木曾川以北が苗木藩、明智町と山岡町の一部が明知遠山領、大井町が尾張藩、長島町正家が木曾衆領、他が岩村藩に細分されることになった。経済的には、中山道大井宿、城下町である岩村、旗本明知遠山氏の陣屋町で中馬街道の宿場でもある明知がその中心となった。

明治維新後の廃藩置県により、この地域は岐阜県恵那郡となった。恵那市域では、明治初（1868）年に69あった村は、明治の大合併により4町13村、昭和の大合併により1市4町1村、平成の大合併により現在の恵那市となった。

【恵那市の文化財】

令和3年4月時点で、恵那市には有形文化財「建造物」が37件、「絵画」34件、「彫刻」39件、「工芸品」11件、「書跡」3件、「典籍」4件、「古文書」14件、「考古資料」13件、「歴史資料」12件、無形文化財（芸能）1件、有形民俗文化財2件、無形民俗文化財19件、史跡123件、名勝3件、天然記念物66件、伝統的建造物群保存地区1件、登録有形文化財4件、あわせて386件を有している。



第6図 正家廃寺跡を中心とした歴史的環境（正家廃寺跡保存管理計画より抜粋）

## 第4節 社会的環境

### ①【産業】

本市の平成27年度(2015)の就業者総数は、25,767人である。農林漁業の第1次産業は、1,435人(5.6%)、プラスチック製品製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業を中心とする第2次産業は9,108人(35.4%)、卸売業・小売業やサービス業などの第3次産業は14,980人(58.1%)となっており、産業別就業者数割合では、第3次産業が主体となっている。

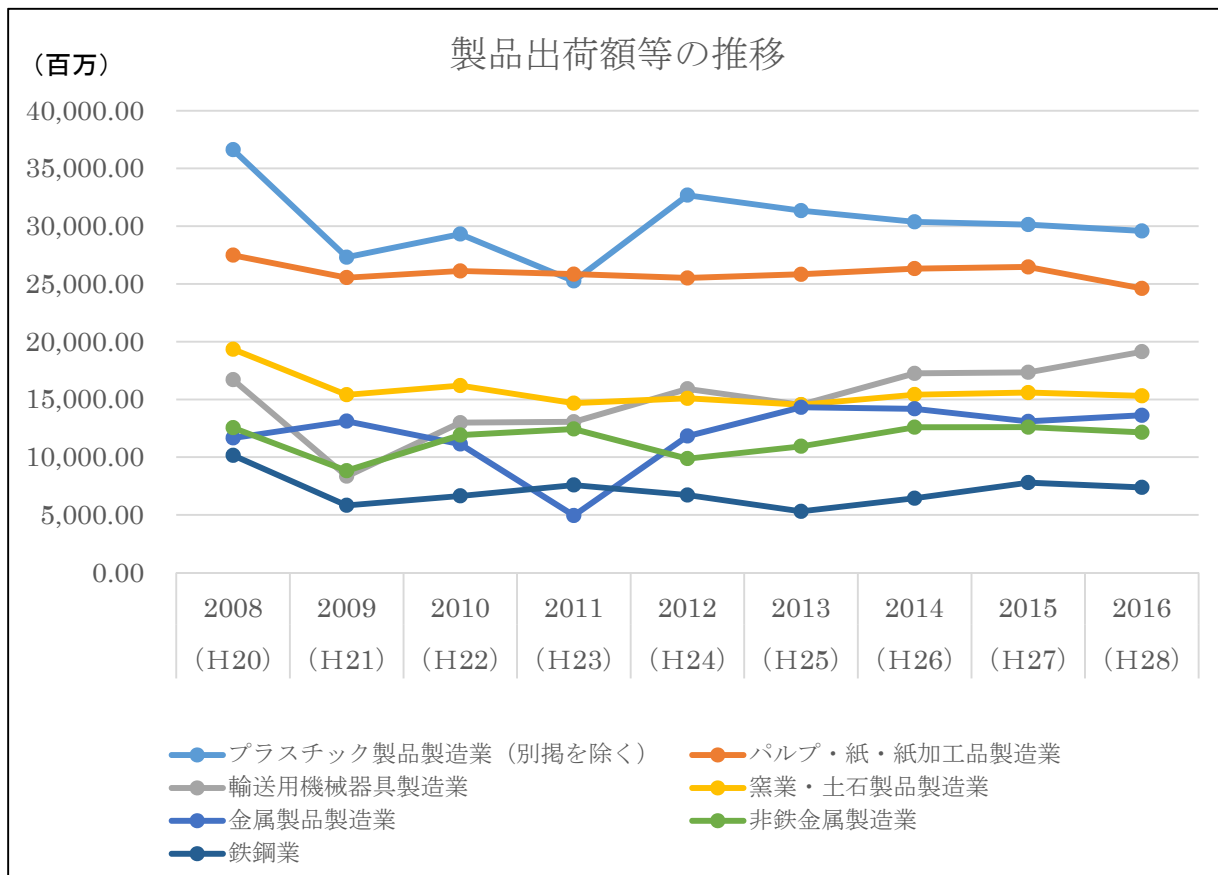
農業は、稲作を主体とし、畑では園芸作物や工芸作物、果樹、花卉等の栽培が行われており、近年は転作を機に大豆、黒大豆、そば、飼料作物等の栽培が伸びている。木曾川以北の水田は、見事な棚田を形成しており、中でも坂折棚田は農林水産省による「日本の棚田百選」に認定されている。

また、産業については、かつては、林業や養蚕業が盛んな時期もあったが、パルプの原料である木材に恵まれていたことから、産業が発展してきた。また、本市がある岐阜県の東濃地方は良質な粘土に恵まれていたことから、窯業が栄え、現在はその技術を生かし、セラミックス製造分野に発展し、市の基幹産業の一つとなっている。近年では、交通インフラの整備や工業団地の整備により、プラスチック、輸送用機械器具や金属製品製造業などの自動車部品メーカーを中心に、多様な加工技術を持つ企業の集積がされている。

表4 産業別就業人口の推移(単位:人) ※分類不能は国勢調査の定義による

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者総数
平成17年(2005)	1,990	10,275	15,994	110	28,369
平成22年(2010)	1,500	9,561	15,055	412	26,528
平成27年(2015)	1,435	9,108	14,980	244	25,767

表5 (RESAS 地域経済分析システム) より



## ②【観光】

本市の主な観光資源を、中山道、岩村の歴史的町並み等の「歴史文化施設」、坂折棚田、恵那峡等の「自然資源」、恵那峡温泉、らっせいみさと等の「スポーツ・レクリエーション施設」、大井ダム等の「産業資源」の4つに分類し、この4つの主要な位置を恵那市内の地図にあてはめると次図の通りである。



第7図 主要観光資源の分布

## 観光地別年間入込み客数の推移～

平成 30 年度の主な観光地別年間入込み客数の合計は約 286 万人となっており、平成 23 年度と比較すると 6.8%の増となっているもののここ数年は横ばいから減少傾向にある。主な観光地別では、平成 30 年度「岩村城下町」が約 33 万人で平成 23 年度と比較すると約 5 倍となっており、歴史的風致維持向上計画に基づく取組の効果と朝の連続テレビ小説の舞台となったことによるものと考えられる。このほかにも「中山道広重美術館」が約 1.4 倍、「日本大正村」が 1.8 倍以上となっており、大幅な増加傾向が見られる。

表 6 市内の主要観光施設の客数（歴史的風致維持向上計画第二期）より

単位：人，%

	H22 年	H23 年	H27 年	H23 年比	H28 年	H23 年比	H29 年	H23 年比	H30 年	H23 年比
	恵那峡	525,885	479,101	481,321	100.5	497,749	103.9	440,900	92.0	468,725
阿木川ダム	—	17,312	7,045	40.7	6,125	35.4	5,117	29.6	8,402	48.5
保古の湖	35,652	40,884	28,065	68.6	13,464	32.9	13,523	33.1	16,455	40.2
笠置山	—	10,686	10,485	98.1	17,742	166.0	13,528	126.6	12,741	119.2
恵那峡カントリー	49,627	47,394	52,526	110.8	53,796	113.5	52,934	111.7	54,365	114.7
山菜園	132,600	132,848	132,217	99.5	120,427	90.7	73,431	55.3	81,068	61.0
七日福市	50,000	50,000	50,000	100.0	48,000	96.0	50,000	100.0	50,000	100.0
みのじのみり祭	80,000	80,000	80,000	100.0	90,000	112.5	90,000	112.5	100,000	125.0
中山道広重美術館	—	15,236	18,115	118.9	17,012	111.7	18,825	123.6	21,521	141.3
道の駅らっせいみさと	678,603	669,059	669,977	100.1	652,586	97.5	624,646	93.4	634,027	94.8
道の駅 おばあちゃん市 山岡	645,963	586,640	547,140	93.3	524,222	89.4	527,743	90.0	565,929	96.5
道の駅上矢作 ラ・フォーレ・福寿の 里	246,396	228,523	203,953	89.2	204,606	89.5	192,459	84.2	187,011	81.8
奥矢作湖	78,080	26,000	13,994	53.8	18,807	72.3	18,537	71.3	19,582	75.3
岩村城下町	74,661	63,811	99,410	155.8	105,685	165.6	113,272	177.5	334,654	524.4
日本大正村	72,871	122,552	237,278	193.6	216,104	176.3	215,860	176.1	228,539	186.5
ささゆりの湯	134,981	111,365	95,872	86.1	90,938	81.7	77,485	69.6	81,286	73.0
合計	2,805,319	2,681,411	2,727,398	101.7	2,677,263	99.8	2,528,260	94.3	2,864,305	106.8

### ③【関連法規制】

現在、史跡指定地及び周辺地域には、以下のように文化財保護法等の規制がかかっている。

表7 関連法規一覧

関連法規	対象地域	指定の概要	担当窓口
文化財保護法	正家廃寺跡  周知の埋蔵文化財包蔵地（寺平遺跡）	国史跡に指定され、現状変更等の行為を制限することにより遺跡が保護されている。 周知の埋蔵文化財包蔵地（寺平遺跡）包蔵地内で土木工事を実施する場合には、届出又は通知義務がある。	恵那市教育委員会生涯学習課
都市計画法	史跡指定地と周辺（旧恵那市の範囲）	非線引の都市計画区域に指定。用途地域には含まれない。	恵那市建設部都市住宅課計画係
恵那市景観計画	恵那市	全城市全域が景観計画区域に指定され、大規模な建築・開発行為等に対する規制・誘導を図る。	恵那市建設部都市住宅課計画係
恵那市森林整備計画	史跡指定地の周辺	森林計画区域に指定。	恵那市農林部森林課林業振興係
農業振興地域の整備に関する法律	史跡指定地の周辺	農業振興地域内の農用地に指定。	恵那市農林部農政課農政係
砂防法	史跡指定地の丘陵全体	砂防指定地域内で住宅建築や伐採、土地造成等の一定規模以上の行為を実施する場合には、県知事の許可が必要となる。	岐阜県県土整備部恵那土木事務所

### 第3章 史跡正家廃寺跡の概要

#### 第1節 恵那郡の歴史と正家廃寺の造営

正家廃寺跡に関係する文献史料は皆無であり、寺名や創建の経緯、寺院の性格などを直接知ることはできないが、発掘調査等で得られた所見と遺跡の立地などから考察し、ある程度推定することができる。

飛鳥池遺跡丁丑年木簡によれば、西暦677年には恵奈評（郡）はまだ成立しておらず、この地域は刀支（土岐）評恵奈五十戸（里）であった。恵奈郡成立の時期ははっきりしないが、8世紀初めの可能性が最も高いものと思われる。土岐・恵奈両郡内には白鳳期の寺院がまったく存在しない。これは、寺院分布が多く見られる美濃国西部とは政治的状況が異なっていたのであろうことを示唆するもので、郡整備は『続日本紀』に見られる吉蘇路の整備と同様に、中央の主導で進められたとみられる。

正家廃寺造営もこの動きと密接に関係するものであり、恵奈郡の内実を整えていく一環として進められたものといえる。早川万年は、この時期の美濃国内の一連の整備は本格化した東北支配の後方拠点とすることを意図したものと指摘している（註1）。

東山道の最大の難所かつ東国への出口でもある神坂峠を控える位置にある正家廃寺は、単に恵那郡の寺院というにとどまらず、国家にとって重要な役割を果たしていた可能性もある。また、8世紀後半から9世紀にかけても、寺勢が衰えることなく活発な活動が続けられていたことも注目される。

この時期の恵那郡は、六国史等の記述から、非常に疲弊した地域であるとされてきた。しかし、発掘調査の成果は、このイメージを一変させるものである。中央政権の記事に現れる恵那郡の疲弊は事実ではなく、政治的な意図を持って流されたものであるとの見方もできる。あるいは疲弊していたからこそ寺院経営に意を用いた可能性も指摘される。

#### 第2節 正家地区の概要

正家廃寺跡の立地する恵那市長島町正家地区は、古代東山道、近世中山道から現代の中央自動車道・国道・鉄道に至るまで、至近を重要な幹線の通る交通の要衝であり、不断に開発されてきた。正家廃寺跡の立地する丘陵上には、第7図に示したように、先行して後期古墳が造営され、廃絶後も中世には積石塚、近世には地元の墓地が造営されるなど、特別な場として存在していた。なお、同墓地は現在に至るまで地元住民の墓地として活用され続けている。高塚状の基壇の存在も古くから意識されており、戦前の昭和5（1930）年には史蹟（史跡）であることを示す花崗岩製の標柱が建てられている。

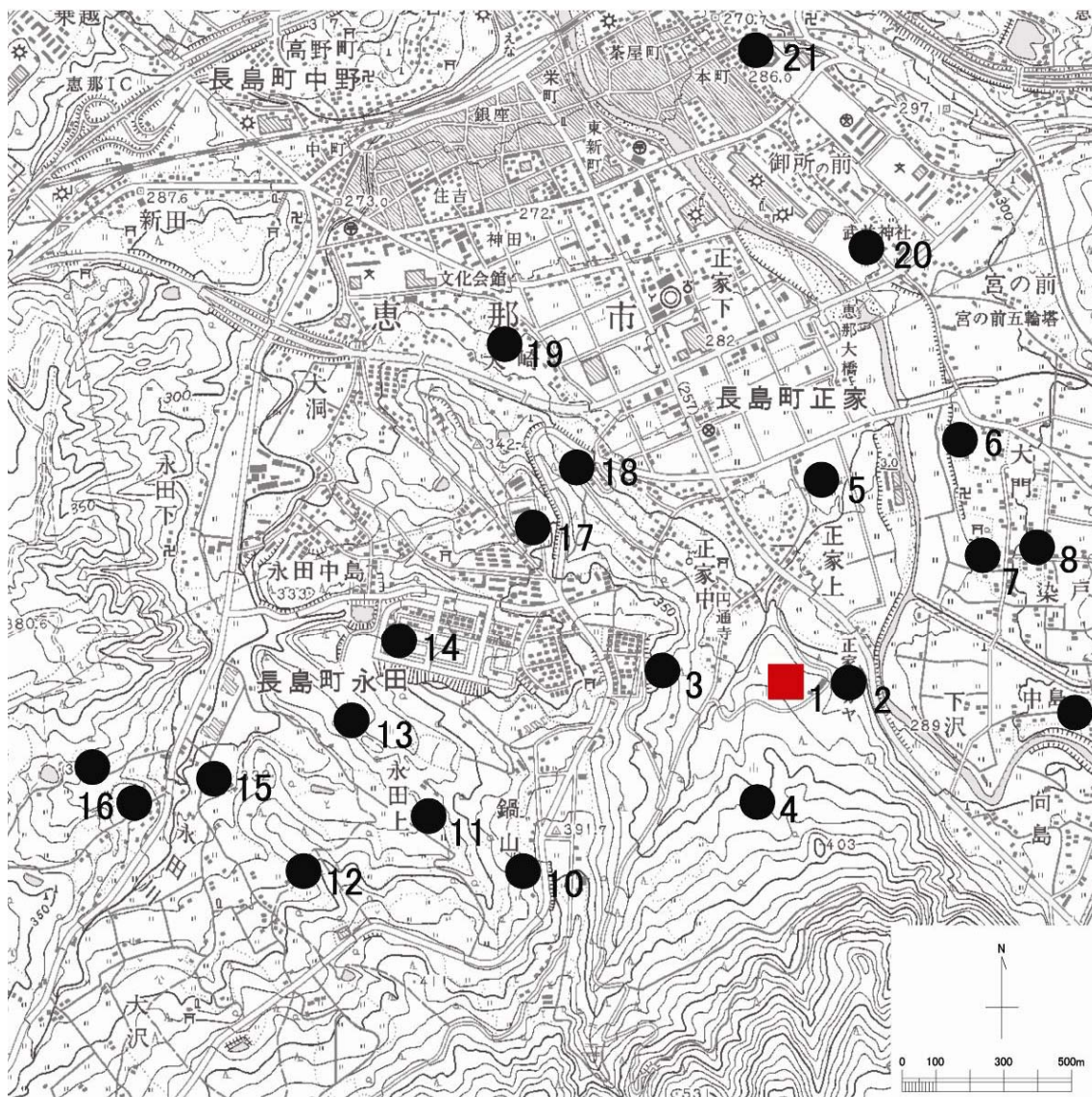
史跡整備にあたっては、正家地区のこれらの遺跡などをネットワーク化し、恵那郡成立の歴史的背景や恵那郡の政治的、文化的、経済的な様相を理解できるような取り組みを考える必要がある。

正家地区への交通アクセスとしては、自動車の場合は中央自動車道恵那インターチェン



ジを降りて、国道 19 号、257 号を經由して南進するルートがある。電車の場合は J R 中央本線の恵那駅が最寄り駅となる。広域アクセスは比較的良好だが、受け皿となる駐車場や情報発信拠点の整備などが課題となっている。

※註 1 早川万年「壬申の乱後の信濃と東海地域」『信濃』51-3、1999年



1. 寺平遺跡・正家廃寺跡 2. 正家古墳群 3. 正家古窯跡群 4. 正家積石塚群 5. 八反田遺跡
6. 若宮遺跡 7. 東野陣屋跡 8. 染戸遺跡 9. 中之島遺跡 10. 永田3・4号窯 11. 永田2号窯
12. 永田7号窯 13. 永田1号窯 14. 永田5・6・8号窯 15. 祖理見遺跡 16. 永田古墳群 17. 桑下遺跡
18. 大崎古墳 19. 大隈屋敷跡 20. 武並神社古窯 21. 大井城跡

第 8 図 正家廃寺跡周辺の歴史的環境

### 第3節 古代寺院・正家廃寺について

正家廃寺跡は、8世紀前半に創建され9世紀後半に火災により衰退するものの、10世紀後半まで伽藍を伴わない何らかの宗教的活動が継続された古代寺院の跡である。これまでの調査で得られた所見と遺跡の立地から、正家廃寺の造営は、『続日本紀』に見られる吉蘇路の整備と同様に、中央の主導で進められたと見られる恵奈郡の内実を整えていく一環として進められたものと考えられる。また、東山道の最大の難所であり東国への出口でもある神坂峠を控える位置にあることから、単に恵奈郡の寺院というにとどまらず、国家にとって重要な役割を果たしていた可能性もある。

古代寺院について佐藤信は、「古代において、寺院は単に宗教施設であるだけでなく、教育・文化・医療・社会福祉・経営・建設などにかかわる大規模な総合施設であったことに留意すべきである。（中略）古代寺院は宗教・政治・経済・社会・文化・福祉・環境などの全般にわたって、古代の社会や人々との関係の中に存立していたのである」と述べている（註2）。

このように、正家廃寺跡は、奈良時代から平安時代初期の古代恵奈郡の政治、社会、文化を理解する上で重要な遺跡である。

※註2 佐藤信「古代寺院案内」『古代を考える古代寺院』吉川弘文館、1999年

### 第4節 調査の経緯

昭和51～55(1976～1980)年の第1次発掘調査は、『恵那市史』編纂のための資料収集の一環として行われ、講堂跡の全面発掘による確認、伽藍地南辺、北辺、西辺の確認により伽藍地の規模を確定した。

平成4(1992)年には恵那市資源センター建設に伴う発掘調査を実施したところ、丘陵の東端で竪穴建物跡、溝（後に築地遺構側溝と判明）などの遺構が検出され、寺院に関連する遺構が丘陵の広い範囲に及んでいる可能性が出てきた。この成果を受けて、遺構の一部で盛り土保存が行われた。

これを契機として、恵那市教育委員会は、翌5(1993)年から10(1998)年まで丘陵上全体を対象とする保存を目的とした遺構確認調査を実施した（第2次発掘調査）。その結果、伽藍配置や寺域の規模、主要な構造物の規模と構造などが把握されたほか、風鐸や鉄釘など大量の金属製品を含む多くの遺物が出土し、奈良時代に創建された寺院跡が付属施設まで含めて良好な状態で保存されていることが判明した。

第2次発掘調査の成果に基づき、平成13(2001)年に史跡指定された後、史跡保存に向けて公有地化を進め、合わせて、史跡整備に向けた追加調査を平成25(2013)年から継続して実施している（第3次発掘調査）。平成25(2013)年度は伽藍地南側、平成26(2014)年度は東方区画を調査した。平成27(2015)年度は講堂と回廊、築地遺構の関係と構造の確認のため、講堂から回廊の北東及び北西コーナーにかけての発掘調査を行い、平成28(2016)年度は中門と伽藍地南側、伽藍西側、回廊の南西コーナーの発掘調査を実施した。

平成29(2017)年度には一連の追加調査の成果を取りまとめ、発掘調査報告書を刊行した。

## 第5節 遺構・遺物の概要

東西約110m、南北約70mの寺域を有し、主要伽藍を法隆寺式に配置する本格的な古代寺院跡で、創建年代を示す資料は極めて少ないが、8世紀前半に造営に着手され、その後9世紀後半に主要伽藍の火災を契機として衰退するものの10世紀後半に至るまで宗教的活動が続けられた可能性がある古代寺院である。

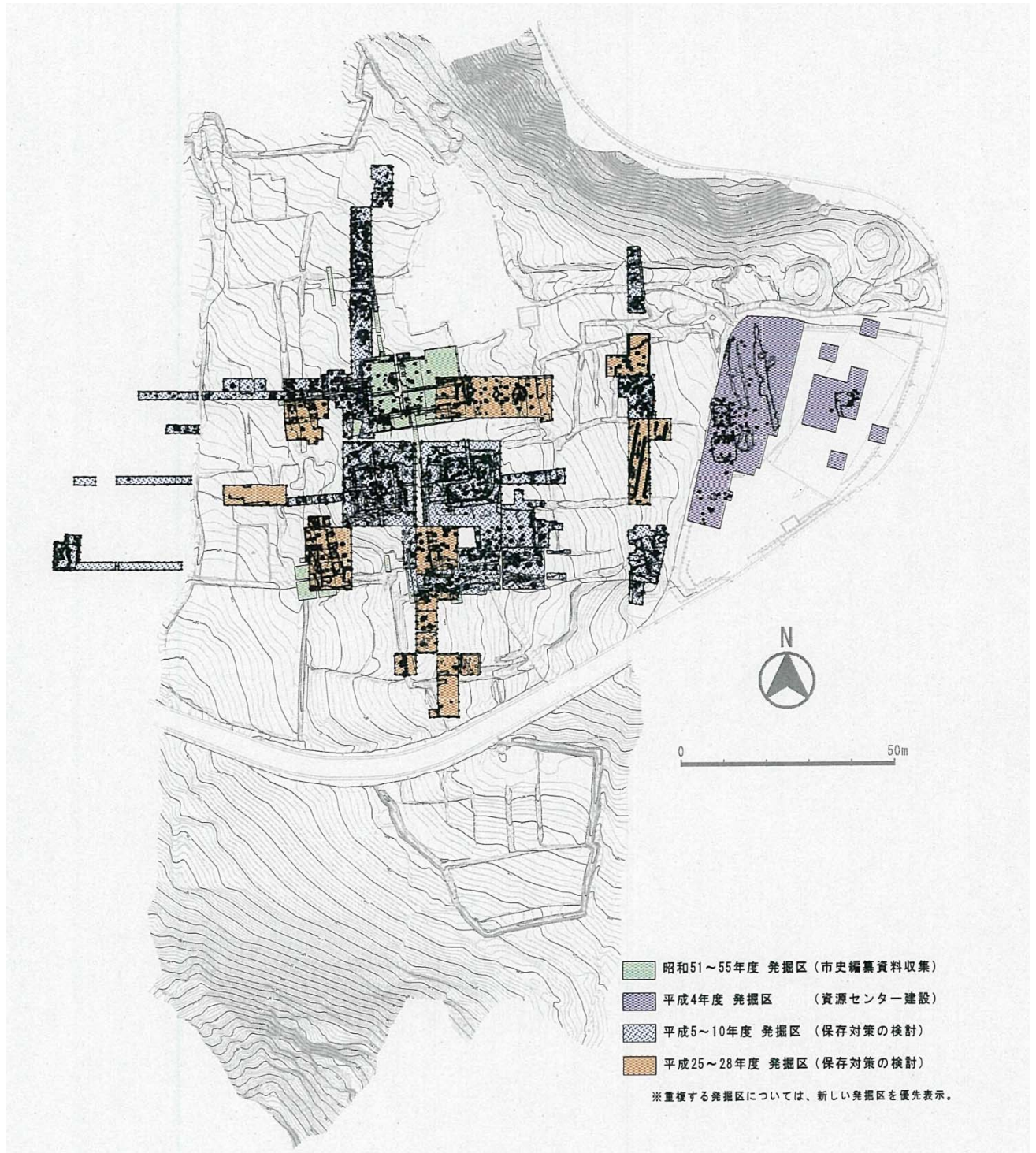
遺構は大きく2時期に分けられる。前半期（Ⅰ期）は掘立柱建物の回廊で主要堂塔を囲み、後半期（Ⅱ期）は回廊に代わって築地となる。西に塔、東に金堂が並び、その北に講堂を配する法隆寺式の伽藍配置は一貫して変わらない。創建時期は出土土器から見て8世紀前半から中葉である。Ⅱ期への変化は8世紀後半と考えられ、9世紀後半に火災によって衰退するが、10世紀後半ごろまで何らかの宗教的活動が行われた可能性がある。

回廊北辺は講堂基壇の東西辺南寄りにとりつき、おおむね桁行が約2.5m、梁行が約2.8～3.0mとなっている。回廊南辺のほぼ中央で中門と想定される1間2間の掘立柱建物が検出されている。

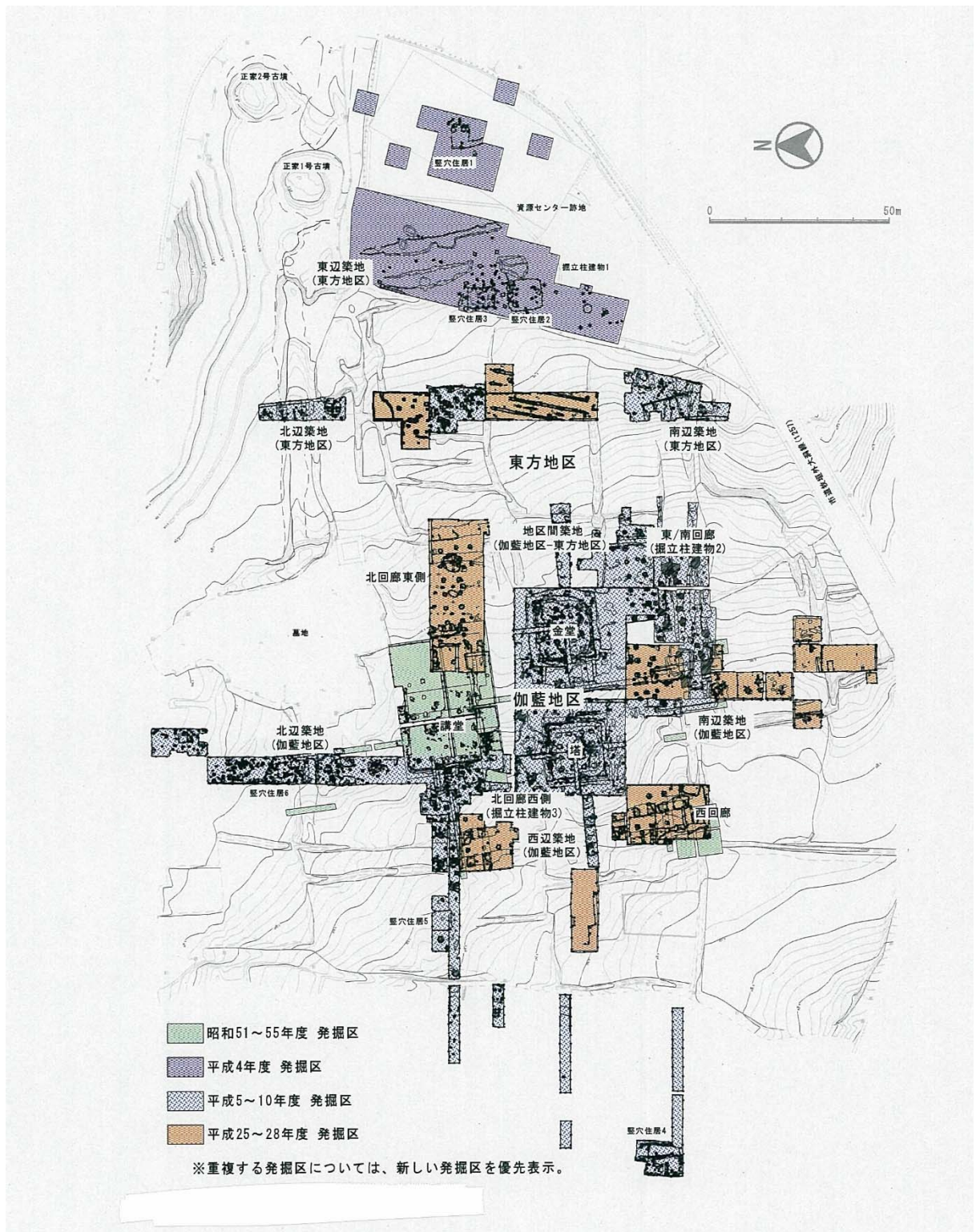
後半期には築地によって区画され、伽藍地内と外との出入口と思われる土橋状の遺構が、東辺と西辺の伽藍地南北軸の中間点にあたる位置でも検出され、東門と西門と考えられる。築地基底部の幅は約3mであり、その両側に1.9～2.0m幅の溝を有している。塔・金堂・講堂の基壇は乱石積みで、上面の礎石の保存状況は比較的良好である。瓦はまったく出土しておらず、屋根は瓦葺きではない。金堂の建物は桁行3間、梁行2間の身舎に4面の庇が付く。庇の柱は身舎に対して放射状に配置されるという特異なものである。このような柱配置の建物は、現存する建築遺構にも発掘遺構にも見られず、飛鳥時代の工芸品である玉虫厨子に類例があるにすぎない。講堂の西側に経蔵の可能性のある1間四方の小型の基壇建物が配置される。

後半期には主要堂塔を囲む築地区画の東側にもう1つの区画が並置される。東西2つの区画はほぼ同じ規模で、築地の南辺は一直線となる。東側の区画内では、掘立柱建物1棟と竪穴建物2棟、炉跡と推定される土壙が確認されており、鉄滓、フイゴ羽口の出土から鍛冶工房の存在が推定され、寺院の維持管理等の施設と考えられる。伽藍地正面、中門推定地の南側では遺構は検出されず、整地した空閑地だったことが明らかとなった。

出土遺物には、多数の須恵器のほかに仏具と考えられる瓶類や鉢・碗類や三彩短頸壺、二彩浄瓶、鉄製風鐸など注目されるものも見られる。鉄釘も多く出土している。



第9図 発掘調査年度別個所図



第10図 伽藍地周辺の遺構

## 第4章 史跡の現状と課題

### 第1節 指定の状況

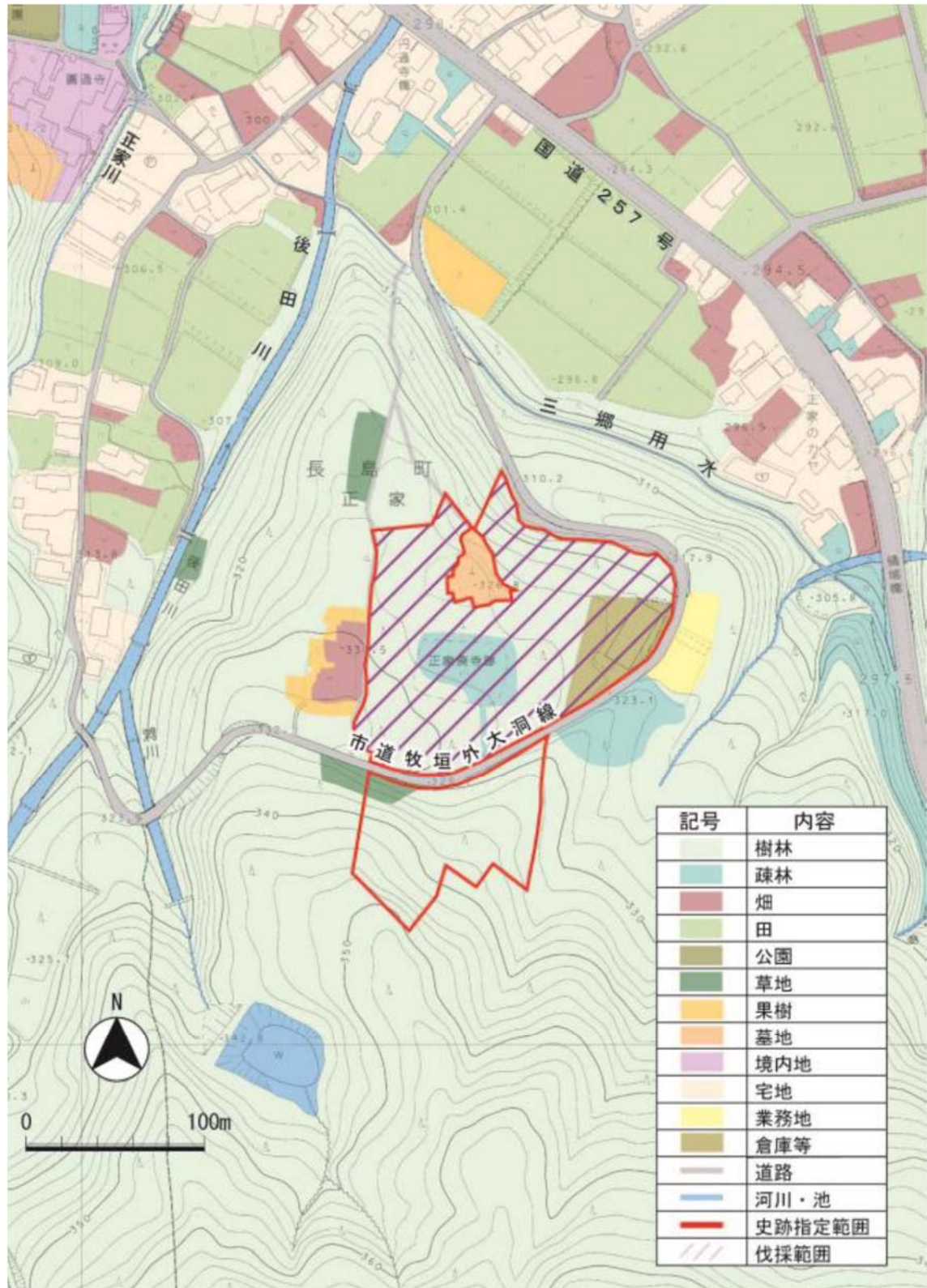
正家廃寺跡の史跡指定状況は以下の通りである。

- ・名称：正家廃寺跡
- ・所在地：岐阜県恵那市長島町正家字寺平32番5ほか15筆
- ・指定面積：25,735.92㎡
- ・指定年月日：平成13年8月13日
- ・告示番号：文部科学省告示第138号
- ・指定基準：三．社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- ・管理団体指定：恵那市（平成13年8月13日）
- ・指定解説：美濃東端の恵那盆地南縁に立地する東海地方を代表する奈良・平安時代の寺院跡。西に塔、東に金堂が並び、その北に講堂を配する法隆寺式の伽藍配置を持つ。主要伽藍の遺存状態が良好であることや、須恵器などの出土遺物が豊富に検出されていることから、寺院全体の様相がよく分かり、この地方の歴史・文化の様相を知る上で重要である。また、金堂の建築様式は、廂の柱が身舎の柱に対して放射状に位置する特異な様式であり、建築史上も貴重なものである。

### 第2節 史跡指定地の土地利用状況

史跡指定地は全域、平成25(2013)年度末に公有化が完了しており、保護が図られている。

史跡指定地東部に位置する倉庫等となっている区画は、恵那市資源センター（仮）の跡地であり、令和元年（2019）に構造物等を撤去した。また、市道牧垣外大洞線の南側に一部草地が含まれている。他の土地はすべて樹林、或いは疎林であり、植林後40～50年が経過したヒノキの人工林となっていたが、市道北側のエリアについては、平成25～27(2013～2015)年度にかけての調査に伴って伐採が行われ、現在は草地となっている。なお、山林の一部の土地は地目が畑となっている。



第11図 土地利用図（正家寺平歴史の里整備構想報告書より抜粋・一部改変）

### 第3節 地域活動の現況

正家廃寺跡の保存活動は、平成13(2001)年8月に正家廃寺跡が国史跡に指定されたことを契機に、恵那市と地元住民を中心に進められている。平成19～21(2007～2009)年度には「正家寺平歴史の里整備構想研究会」が、先進地視察や整備についての議論、ウォーキング大会のための簡易的な遺構表示整備、草刈り活動などを行い、それらの成果を「歴史の里づくりの夢」として取りまとめた「正家寺平歴史の里整備構想報告書」が、平成22(2010)年3月に作成されている。

平成24(2012)年4月には、「正家廃寺保存会」が設立され、地元住民など約300人が会員となっている。保存会の活動としては、草刈りや清掃といった維持管理活動、長島小学校との協働による親子ウォーキングやJRさわやかウォーキング参加者への「おもてなし」対応、歴史講演会や先進地視察といった啓発普及活動、生涯学習活動などを実施しており、会員に限らず、広く市民交流を目指している。

正家廃寺跡のある長島町では、「長島町地域自治区」が中心となって、住民の暮らしを視点に、健康と福祉を充実させ、子供からお年寄りまで安全で安心していきいき生活ができ、商工業、農業などの産業が盛んな「住んでよし、働いてよし」の豊かなまちを目指すこと、また、中山道や西行遺跡、正家廃寺跡に代表される多くの歴史遺跡を保存、活用し、豊富な自然と歴史環境の中で文化を育み、豊かな人生を送れるまちを目指すことを活動の主軸としている。また、正家廃寺保存会では、正家廃寺跡の環境整備作業や歴史講演会などを実施している。その他、平成24(2012)年度からは「恵那の里次米みのり祭実行委員会」とともに、奈良飛鳥池遺跡から出土した木簡に基づき5月の「次米お田植え祭」や9月の「次米抜き穂祭、献納行列、お米の楽市」、10月の「奈良・明日香への献納」を開催しており、飛鳥時代に恵那の米が朝廷に献上されたという史実と絡めて、学校教育の一環として市民に親しまれる行事を企画している。



次米お田植え祭



草刈り作業



## 第4節 各項目における課題整理

### 【史跡の顕在化】

・一連の発掘調査によって伽藍地区を中心に解明が進んでいる。一方で伽藍地の周辺部分や市道南側の斜面部分など未だ解明されていないエリアもあり、関連遺構がどの程度の規模で広がっているのかは未確定である。引き続き、発掘調査などを継続的に行い、正家廃寺跡についての全体像把握を進めていくことが望まれる。

・北部には地元住民の墓地が存在する。これらの地物は将来的に遮蔽するなど史跡の見せ方に合わせて検討を行いたい。

### 【史跡の保存】

・史跡指定地内の地表には一部の遺構が露出し、風雨に晒された状態にある。特に金堂、塔の基壇は法面部分からの崩壊が懸念され、特に基壇角部の即急な保護対応が必要である。

・礎石等の石造物については、短期的な影響は少ないものの、礎石の風化などの長期的な影響が懸念されるため、定期的な状態検査などの対応を検討していくことが望ましい。

### 【史跡の活用】

・地元の長島地区における高齢者層の正家廃寺跡についての認知度はかなり高い。一方で若年層や青年層の関心が薄く、中長期的に見た場合継続的な認知・関心を得られるような仕組み作りが課題として挙げられる。

・長島地区外においては総じて認知度は低下する。ただ、平成29年度のワークショップにおけるアンケート調査などから、正家廃寺跡を実際に訪問した層では、関連する情報までを含めた認知度は地元高齢者層に匹敵するほど高かった。地区外からの訪問をより活性化していくことでより効果的な周知を図っていく事が望ましい。受け皿となる駐車場や情報発信拠点の整備なども課題となる。

・各種イベントと正家廃寺跡の関連付け認知度は低かった。関連性自体に十分にスポットが当たっていないためであると推測される。

・周辺遺跡や東山道などとの関係性やネットワーク的な取り組みに関連したイベントなどについても検討をすすめることが望ましい。

・歴史的背景や恵那郡の政治的、文化的、経済的な様相を理解できるような取り組みを考える必要がある。

## 第5章 保存管理の基本理念

### 第1節 基本方針

保存管理の基本的な考え方は、平成24(2012)年5月策定の『史跡正家廃寺跡保存管理計画』の20ページで以下のように定められている。

#### 【保存管理の基本的な考え方】

- ・ 周辺の史跡等を構成する諸要素を特定し、その本質的価値を明確に把握すること。
- ・ 特定された個別の諸要素について、適切な保存管理の方法を示すこと。
- ・ 史跡等の周辺環境を含め、一体的な保全の方策を講ずること。
- ・ 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する施策を進めること。
- ・ 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、運営の方法及びそれらを進める上で必要となる体制の整備を行うこと。

### 第2節 対象地の保存管理方法

本書の第1図に示した対象地の保存管理方法について、保存管理計画の33ページでは以下のように定めている。

#### 【対象地の保存管理方法】

- ・ 現況においては定期的な点検、草刈りなど適切な維持管理を行う。
- ・ 現在の指定地全域の公有化を進める。
- ・ 公有化後は全体を史跡公園と位置付け、計画的に整備を進める。
- ・ 事業実施にあたっては、これまで発掘調査等の成果を踏まえ、必要な場合にはさらに学術的調査を実施して技術的方法を検討し、整備計画等を策定し、より適切な保存管理を実施していく。
- ・ 緊急を要する復旧等の対処には、整備計画策定前であっても、関係機関と協議の上事業を実施していく

### 第3節 史跡の本質的価値と構成要素

保存管理計画の21ページでは以下のように定めている。

#### 【本質的価値】

- ・古代恵奈郡の政治、社会、文化を理解する上で重要な寺院跡であること。
- ・主要伽藍の遺存状況が良好で、出土遺物も豊富であること。
- ・地域で守られてきた史跡であること。

#### 【本質的価値を構成する諸要素】

- ・中心伽藍地区：金堂基壇、塔基壇、講堂基壇、経蔵基壇、築地遺構、回廊、中門
- ・伽藍地東方区画地区：築地遺構、掘立柱建物
- ・資源センター跡地地区：築地遺構、掘立柱建物、竪穴建物
- ・伽藍地北東斜面地区：正家古墳群（1号墳、2号墳）
- ・伽藍地北・西・南方地区：伽藍地に隣接する平坦面、竪穴建物

### 第4節 バッファゾーンの保存管理指針

本書の第1図に示したバッファゾーン（寺平遺跡および周辺の丘陵）の保存管理指針について、保存管理計画の35ページでは以下のように定めている。

#### 【寺平遺跡】

- ・史跡の立地する丘陵の平坦面は、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺平遺跡となっており、遺構の保護に努める。
- ・十分な調査研究を行い、正家廃寺跡との関連が明らかとなった場合には、追加指定と公有化を目指す。

#### 【周辺の丘陵】

- ・正家廃寺跡の立地する丘陵は、文字通り正家廃寺跡と一体となって存在しているため、自然地形の保全に努める。
- ・人工物の新設や改修に際しては、位置、規模、材質、形状、色彩等に配慮し、史跡との景観に調和する修景に努めるよう、関係者に要望していく。
- ・寺院が存続していた当時は、周辺からの寺院の望見を妨げるような樹木はなかったと想定されることから、史跡の整備に合わせて望見の改善に取り組むよう樹木の取り扱いについて所有者等と協議する。
- ・墓地は、当面現状を維持し周辺の景観にそぐわない改修等を行わないよう、墓地所有者に要望していく。

周辺丘陵に関しては、以上を基本とし寺院が存続していた当時の景観や土地利用状況を

復元することを目指し、『史跡の歴史的環境』の保存を図る。そのため、後世の植林であるヒノキの伐採や、後世に建てられた墓地の修景などを行い、丘陵上に立地している古代寺院の顕在化を図ることとする。

## 第6章 保存活用の基本方針

### 第1節 保存活用の目標と基本方針

第2次恵那市総合計画後期計画では、基本施策[8]「独自の歴史・文化を活かし守る」の中で大意として『文化財、伝統芸能、祭りなどの歴史・文化を保全・継承しつつ、まちづくりに活かし、地域への誇りと愛着を醸成する』としている。

上記背景を踏まえ、正家廃寺跡は、国民共有の文化遺産であるという認識のもと、保護・保存はいうまでもなく、その歴史的価値をさらに追求するための調査研究とともに、これらに基づいた活用を実施して広く一般に公開することが大切であると考えます。

よって、正家廃寺跡を後世まで保存継承していくことを前提に、その文化財としての価値の顕在化を図り、人々が地域の歴史や文化に親しみながら学び、憩える場づくりを基本理念とし、正家廃寺跡の活用目標、および基本方針を以下のように設定する。

なお、第5章の【対象地の保存管理方法】（29ページ）では、整備計画等の策定を前提としているが、この保存活用計画で基壇等の構成要素の保存も含めて策定している。

#### 【保存活用の目標】

◇貴重な歴史的文化遺産である正家廃寺跡を後世に伝えるために保存・活用を図る。

正家廃寺跡は、第5章の【保存管理の基本的な考え方】（29ページ）にあるように、本質的な価値を明確に把握し、諸要素の適切な保存管理の方法を示すとしている。

正家廃寺跡の遺構は、全国的に見ても高い学術的価値を有し、同時に当地域の歴史や文化に対する正しい理解のためにも欠くことのできないものである。従って、その文化財としての価値を出来る限り多くの人々に理解してもらうために、基壇等の保存ならびに活用を図る。

◇市民の学習の場、憩いの場としての機能の保持を図る。

正家廃寺跡は市街地近郊地にありながら、豊かな自然環境が残されており、人々が地域の文化財とふれあえる憩いとやすらぎの場として活用することが可能な貴重な空間である。都市計画マスタープランでは、「その他公園」として位置づけられており、今後、ふるさとの歴史的文化的遺産がある貴重な市民の憩いの場、学習の場として整備する。

◇恵那市の文化財・文化施設ネットワークの拠点として整備する。

恵那市には中山道や坂折棚田、壮大な石垣を有する岩村城跡とその城下町など、豊かな自然環境とともに数多くの文化財や文化施設がある。これらは、中山道に沿った東西軸と、北から南へ、棚田・笠置山ー千田・能万寺古墳群ー中山道大井宿・中山道広重美術館ー正家廃寺跡ー阿木川ダムー岩村城と城下町ー日本大正村とつながる南北軸を形成しており、正家廃寺跡を南北軸の1つの拠点に位置づけられる（13 ページ第6図「史跡正家廃寺周辺の歴史的環境」参照）。

## 【基本方針】

### ◇遺跡の保存

・遺跡は失うと二度と戻らない貴重な遺産であり、その保存を大前提とする。史跡指定地については、平成24年度に公有化を完了している。

・保存に際しては十分に遺構の状況を把握しなければならない。第5章の対象地の保存管理方法（29ページ）でも、必要であれば学術調査を実施して技術的方法を検討するとしているが、これまでの調査は主要伽藍の概要が明らかになったに過ぎない。遺構はさらに周辺に広がっている可能性があるため、必要な限り今後発掘調査を行い、正家廃寺跡の範囲や遺構の存在状況を確認して把握するとともに、調査成果を適宜、保存活用に反映させることも検討する。

### ◇歴史学習・歴史体験の場としての整備・活用

・正家廃寺跡のもつ歴史的文化的価値が、だれにでも容易に理解できるように保存する。

・正家廃寺跡そのものがもつ歴史的、学術的意味などの解説を行い、文化財に対する理解を促すことができるような看板等の設置を行う。

・遺構などを媒体として、文化・歴史とふれあいながら学習、体験ができる場として整備する。

### ◇周辺資源との一体的な整備・活用

・正家廃寺跡への誘客を促せるよう、中山道や古墳群、岩村城下町、日本大正村などとのネットワーク化を図る。

・正家廃寺跡へのアクセス道路の整備はもとより、周辺にある文化財や、ネットワークルート上には、道標や距離標等のサインを整備する。

### ◇地域固有のシンボルとしての環境整備

・正家廃寺跡は、古代恵那地域のイメージを表徴する遺跡であり、可能な限り往時の地域の様子を偲べるような環境を整備する。

・正家廃寺跡の有する歴史的、文化的価値を損なわないように、周辺域を含めて歴史的環境と自然環境を保全し、ふさわしい修景を図る。

### ◇史跡広場としての環境の整備

・地域住民の集いや勉強の場として、分かりやすいVR等を活用したサイン設置を行う。

・文化財の活用施設（史跡広場）として、便所やイベント等の行える多目的広場等、来訪者受け入れのための施設整備を図る。

## 第2節 利活用の基本方針

正家廃寺跡が地域によって保存・継承され、広く市民・国民にその価値を理解されるためには、史跡広場としてのハード面の整備だけではなく、体験活動や学習活動などの教育プログラムや、地元行事と絡めたイベントなど、ソフト面の整備が欠かせないことから、正家廃寺跡の利活用における基本方針を以下のように設定する。

**【歴史を学ぶ場としての利用】**

- ・ 恵那の成り立ちなど「地域の歴史を学ぶ場」として正家廃寺跡の活用を図る。
- ・ 恵那の歴史的資源を巡る「拠点の場」として正家廃寺跡の役割を明確にする。
- ・ 正家廃寺跡に係わる情報を広く発信する。
- ・ 児童・生徒・市民が学べる機会を提供する。

**【多目的な利用】**

- ・ 市民の「憩いの場」として活用する。
- ・ 地元同士や地元と他地域の市民、外部の人々との「交流の場」として活用する。
- ・ 市内各地の諸団体との連携に努め、市民と行政が協働した活用を図る。
- ・ 多くの市民が参加できるイベント等を実施する。



第12図 利活用概念図

## 第7章 保存活用計画

### 第1節 全体計画と地区保存活用計画

これまでの発掘調査で主要伽藍の概要（伽藍地区）と、その東側に隣接する維持管理施設推定地（東方地区）の存在が確認されており、それらを含む約2.6haが平成13(2001)年度に国史跡の指定を受けている。しかし、史跡指定地の外周部分においても、竪穴住居跡や礎石建物の存在を示す遺構が一部検出されており、寺域は丘陵全体に広がっている可能性がある。そこで、ここでは今まで得られた発掘調査の成果や立地条件を踏まえ、保存活用の基本方針を念頭において、ゾーン区分と地区別保存活用計画を以下のように設定する。

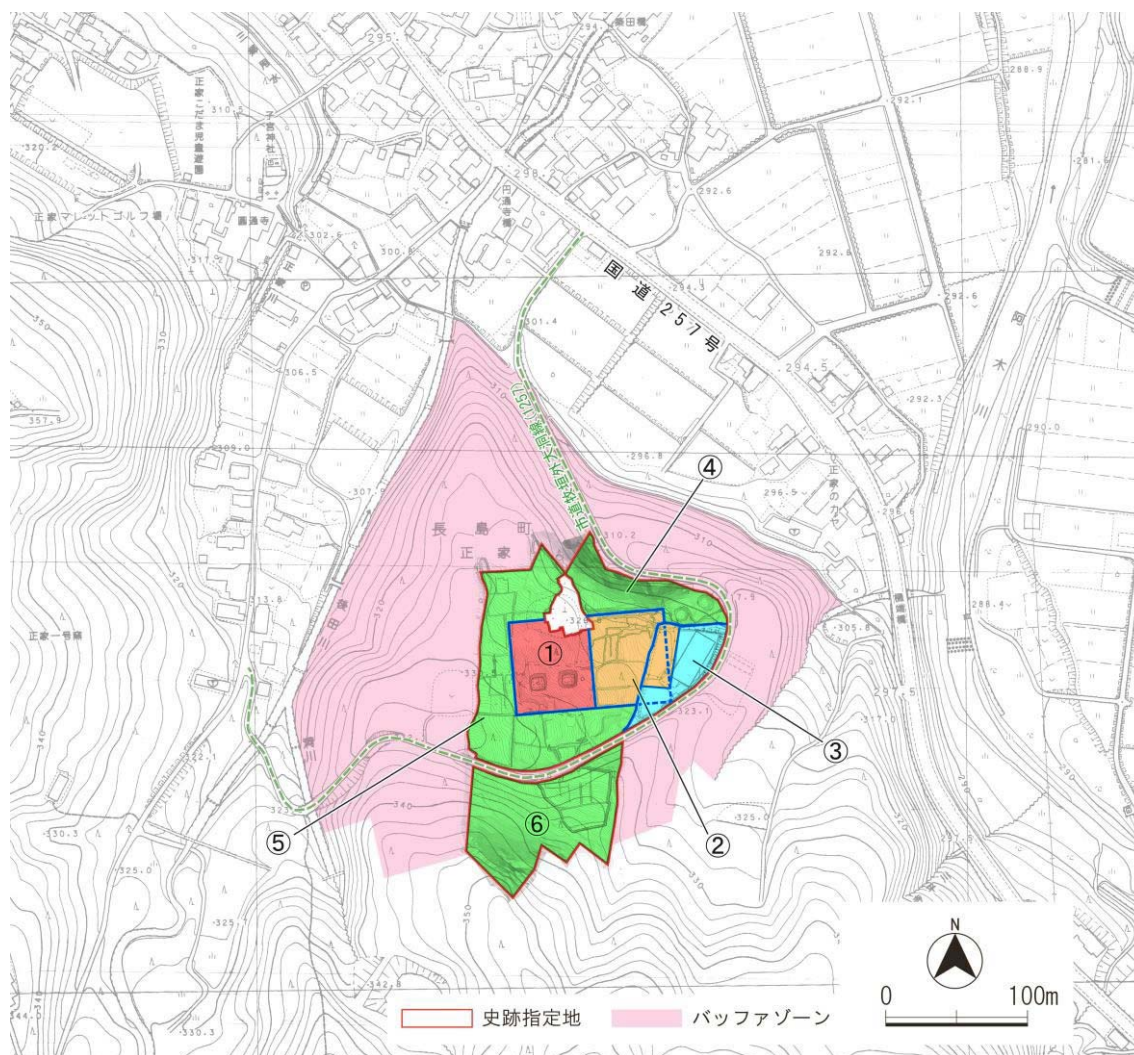
#### 【ゾーン区分】

史跡指定地内には、築地塀に囲まれた正家廃寺跡の中心伽藍と東方区画、及びその周辺の3つのゾーンを設定し、史跡指定地外をバッファゾーンとして設定する。バッファゾーンはさらに市道部分とそれ以外の2つのエリアに区分される。

ゾーン・エリア区分など	内容など	
【A】（史跡指定地） 中心伽藍ゾーン	①伽藍地区	築地に囲まれた正家廃寺の主要遺構が分布しているゾーン。平成24年度には公有地化が完了した。平成25～28年度の発掘調査で回廊範囲が確定し、中門（推定）が新たに確認された。
【B】（史跡指定地） 東方区画ゾーン	②東方地区	築地に囲まれた正家廃寺の維持管理にかかわると推定される遺構が分布しているゾーン。東南部の資源センター跡地と重複しているエリアを除く。平成24年度には公有地化が完了した。
【C】（史跡指定地） 資源センター跡地地区	③資源センター跡地地区	平成4年資源センターの建設にあたり、発掘調査を実施。二彩浄瓶の破片等が検出された。現在は、資源センターも令和元年に撤去され、更地となっている。
【D】（史跡指定地） 周辺ゾーン	④伽藍地北東斜面地区 ⑤伽藍地北・西・南方地区 ⑥南側斜面	築地の外側で、正家廃寺にかかわる施設の分布が推定される寺域あるいは寺院地というべき地区のうち、国史跡に指定されているゾーン。平成24年度には公有地化が完了し、平成26年度には微地形測量が実施された。平成25～28年度の発掘調査で中門推定地の南側に空閑地が新たに確認された。
【E】（史跡指定地外） バッファゾーン	史跡指定地周辺	築地の外側で、正家廃寺にかかわる施設等の分布が推定される寺域あるいは寺院地というべき地区だが、国の史跡に指定されていないゾーン。全て民有地であり、必要に応じて公有地化と整備を検討する。北側と西側、南側は、



		これまでの調査では、全般的に遺構、遺物は希薄である。
墓地（史跡指定地外）		地元住民により墓地として活用されている区画。
市道牧垣外大洞線（1257）		国道 257 号から正家廃寺跡の南側を通過する市道。幅員 4.0m～8.0m、延長 863.70m。



第 13 図 ゾーニング図（恵那市都市計画図、平成 26(2014)年度地形測量図より作成・一部改変）

### 【地区別保存活用計画】

指定地内で未解明なエリアの全容解明に努め、中心伽藍ゾーンを中心に遺構の保存活用を図っていく。バッファゾーンについては遺構の分布調査等を行い、その結果を踏まえ、正家廃寺跡の多目的な利活用を支援するゾーン設定、施設整備を検討する。

ゾーン・エリア区分など	内容など	
【A】（史跡指定地） 中心伽藍ゾーン	①伽藍地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡内の伐採木の切株をできるだけ早期に除伐し、草刈りなどの利便性をはかる。</li> <li>・特に塔と金堂の基壇整備は、現状維持しながら、礎石、表面、基壇の角部を保護する。必要な場合土嚢による保護を行う。</li> <li>・または築地等一部保護層を設け、築地位置を盛土等で表示し、歴史学習の中核としての整備を検討する。</li> </ul>
【B】（史跡指定地） 東方区画ゾーン	1 東方地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡内の伐採木の切株をできるだけ早期に除伐し、草刈りなどの利便性をはかる</li> <li>・平成 26 年度の調査で、寺院の維持管理的な役割を担っていたと推測されているが、全容解明にはさらなる調査を進めていく必要がある。</li> <li>・寺院の全体像を把握できるよう、中心伽藍ゾーンと一体的な保存活用に取り組む。</li> </ul>
【C】資源センター跡地地区	2 資源センター跡地	この場所は、発掘調査によって内部の遺構も判明しており、その後の開発によって遺構も荒れているため、多目的広場として、イベントや便利施設の設置を行い史跡の活用を高める場とする。
【C】（史跡指定地） 周辺ゾーン	③ ④伽藍地北東斜面地区 ⑤伽藍地北・西・南方地区 ⑥南側斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡内の伐採木の切株をできるだけ早期に除伐し、草刈りなどの利便性をはかる</li> <li>・平成 25 年度の調査で、伽藍地の南方地区については遺構の存在しない空地であることが判明しているが、北・西方地区や北東斜面については、今後さらなる調査が必要である。</li> <li>・南側斜面については、伽藍地南方地区と同様に遺構の存在しない空地であると想定される。遺跡の全容解明のため必要と判断される次期を見計らいながら、発掘調査による確認の後に活用検討を行う。</li> <li>・史跡内に休憩できるベンチ等の設置</li> </ul>

		を行う。
【D】（史跡指定地外） バッファゾーン	史跡指定地周 辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の景観改善を目指し、正面の木の伐採や低木の植栽により、正家廃寺からの眺望を確保し良好な景色を見てもらう。</li> <li>・発掘調査等により遺構の分布を確認し、遺構が分布しない場所に利便施設等の整備を検討する。</li> </ul>
墓地（史跡指定地外）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持とし、史跡地と分けるため木塀などによる遮蔽を検討する。</li> <li>・景観に合わない改修等の自粛を墓地所有者に要望していく。</li> </ul>
市道牧垣外大洞線（1257）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 257 号から正家廃寺跡への重要なアクセス道路であり、東濃牧場、永田方面への連絡路として位置づけられる。</li> <li>・誘導サイン板や歩道、待避所、カーブミラー等を整備する。</li> </ul>

## 第 2 節 遺構保存に関する計画

史跡指定地内は、現在、草地及び樹林から構成されている。過去には開墾地として耕作によって改変を受けているところも見受けられるが、整備にあたっては、先述のように現在の遺跡の状態を見せながら遺構の保護につとめることを最も尊重するため、原則として大規模な造成工事など地形の改変は行わないものとする。

史跡指定地内の樹木については、根による遺構の破壊を防ぎ、周辺部への眺望を確保するため皆伐する。平成 25～27(2013～2015)年度にかけて、史跡指定地内の①伽藍地区、②東方地区、④伽藍地北東斜面地区、⑤伽藍地北・西・南方地区の各エリア内については、樹木の伐採を実施した。平成 29(2017)年度時点では、伐採後の樹根が各エリア内に残存しており、これらの樹根に関しては、可能などころまで削り取り、腐食を促進するために盛土等の処理を行う。

また、伐採が完了していない⑥南側斜面についても今後可能な限り伐採を行う。金堂、塔、講堂の基壇は、覆土等によって劣化が進まないよう保護する。

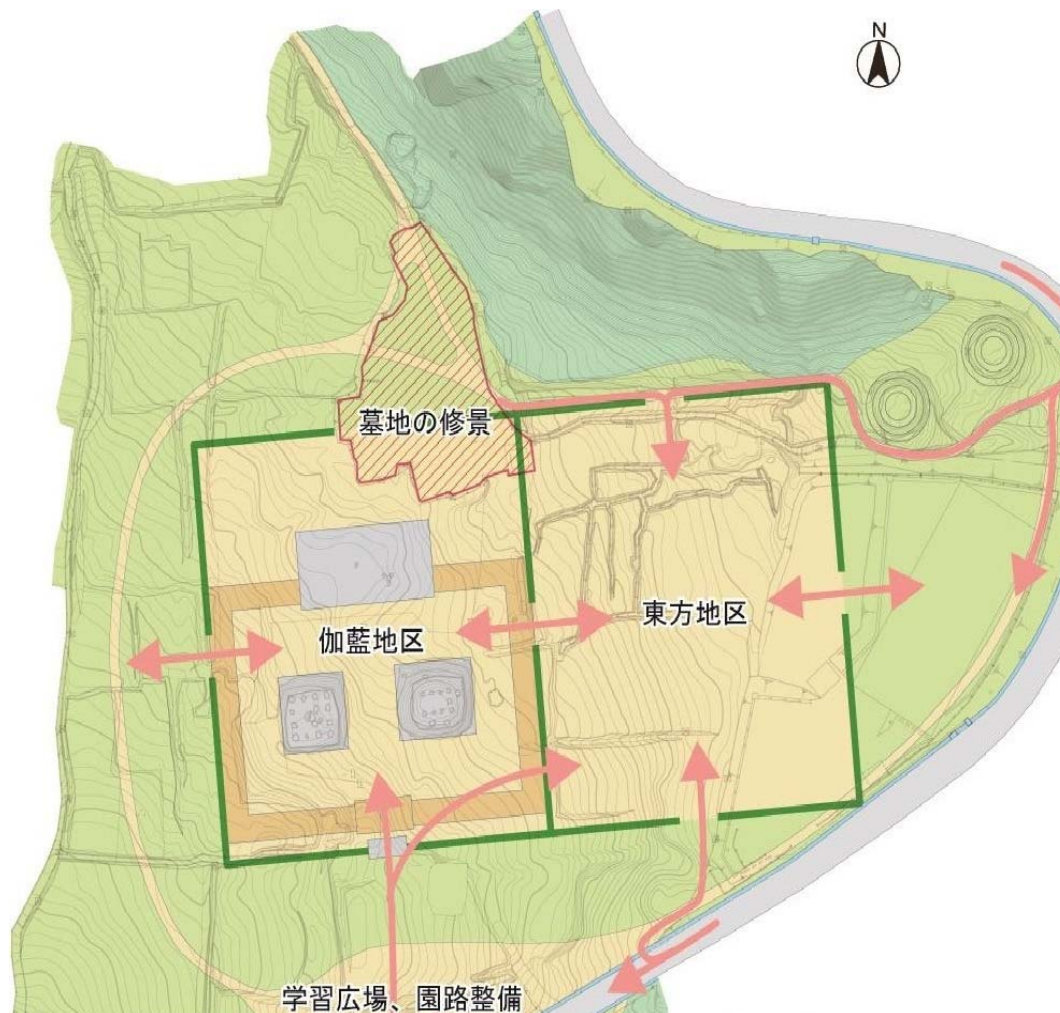
## 第 3 節 動線計画

史跡への主要なアクセスとしては、市道牧垣外大洞線が想定される。その他の周辺の既存道路としては史跡指定地の北側から墓地へと続く墓参道が存在している。

史跡指定地内においては、これら既存の道を活用しつつ、基本的に自由動線とする。そのため、特に明確な動線は設定しないが、作業道として伽藍中心地に向かう地道を生かし、草刈りや地表を踏み固めるなど、維持管理として見学者の利便をはかる。個々の遺構や便益施設の場所については誘導板と AR（VR）による説明板を新設し、来訪者の利便性を

高めるものとする。

なお、既存の墓参道は主に地元住民が使用しており現状を維持する。墓地については、当面は木柵などで遮蔽しながら史跡の景観から外すことを目指すものとする。



第14図 自由な動線による史跡への進入イメージ

#### 第4節 地形造成に関する計画

計画地にあたっては、先述のとおり原則として大規模な地形の改変は行わないものとする。現在の傾斜地は、おおよそ当時の地形を留めていると考えられることから、耕作等による不自然な段差をならず程度とする。

雨水の表面排水は地形に沿ったものとし、勾配等を工夫して、自然排水を基本とする。

#### 第5節 遺構の表示に関する計画

遺構表示する伽藍の時期については、規模が最大で、遺構全域が明確に区画・活用されていたと想定される『Ⅱ期（築地）』とする。

### 【基壇、及び礎石の遺構表示】

- ・金堂、塔、は、現状の遺跡の価値を損なわないよう、崩落を防ぐため、礎石上面が隠れない高さまで保護用の砂で覆土し、必要最低限の植栽土嚢などを利用して法面保護を図ったうえで、遺構表示を行うことを検討する。
- ・金堂等の礎石については、そのまま露出展示を行う。基壇の法面保護を行った場合、基壇の規模について誤解を与える恐れがあることから、保護盛土の法肩を基壇本来の規模に合わせ、そのことをサイン板等に明記することで誤解を避ける。
- ・塔の礎石は露出展示に先立って、石材の診断を行い、必要に応じて薬剤保護等の保存処理を行う。
- ・金堂では、基壇土の崩落によって本来の位置から移動していると推定される礎石を保護盛土で覆い、保護盛土上において本来の礎石位置個所にレプリカを置く。
- ・講堂の礎石は、現存している礎石については露出展示を行い、欠落している個所の表示については今後検討する。

### 【築地遺構の遺構表示】

- ・築地遺構は基本的にはサイン表示および盛土による遺構表示をおこない、両側の溝については平面表示とする。

## 第6節 案内・解説に関する計画

総合解説板を市道牧垣外大洞線に設置し、遺構の詳細解説は各遺構前にVR、AR等の技術でイメージ化できる説明パネルの展示をする。また、市道牧垣外大洞線と国道257号線との交差点など主要アクセスルート上の分岐点に目視しやすい誘導板を設け、利便性の向上を図る。

## 第7節 管理施設及び便益施設に関する計画

中心市街地の近くに豊かな自然環境とともにある正家廃寺跡は、市民の憩いの場でもある。このため、人々の憩いとふれあいの場として十分な活用が図れるよう、次のような施設整備を図るものとする。

### 【休憩・利便施設】

地域住民をはじめ多くの人々の訪れる場として、地域づくり、まちづくりに貢献するシンボル空間として活用を図るとともに、憩い、ふれあいの場の整備を行う。

- ・休憩施設／東屋、ベンチ等

※市道沿いのエリアに設置する。市道沿いのエリアは遺構の存在しない空閑地であると想定されるが、発掘調査等による遺構の有無を確認した後に整備を検討する。

- ・利便施設／便所等

※指定地内外で可能な個所での整備を検討する。

### 【安全・管理施設】

正家廃寺跡を訪問するための主要なアクセス道路となる市道牧垣外大洞線沿線、及び史跡指定地の北東側に位置する急傾斜部分等において安全・管理施設の整備を道路管理課と検討する。

- ・安全施設／柵、歩道・カーブミラー・待避所等
- ・管理施設／照明灯、車止め等

## 第8節 公開活用及びそのための施設に関する計画

中心市街地の近く、豊かな自然環境とともにある正家廃寺跡は、身近な文化・歴史を体感できる遺跡であるため、遺構の間近で体感することが望ましい。学習施設などは今後の利活用に応じて検討することにし、当面は人々の歴史学習の場として十分な活用が図れるよう、説明板などで詳細な説明を行う。

## 第9節 周辺地域の環境保全に関する計画

バッファゾーンの保存管理指針については、第5章の第4節で示した通りであるが、『恵那市景観計画』等の各種法令に則って、史跡と調和した景観整備を誘導していく。正家廃寺跡は丘陵上に位置し、周囲に森林や河川、田園風景が広がっており、景観的にも重要な意味を持っているため、それらを合わせて保全していくこととする。

## 第10節 地域全体における関連文化財等との有機的な保存活用に関する計画

正家廃寺跡、及びその周辺に点在する関連文化財を有機的に結び付けながら保存活用につなげていくための動きとしていくつかの案を以下に示す。

### 【文化財の主な活用案】

- ・小・中学生の学習活動教材としての活用（野外講座、見学学習コースなど）。
- ・古代恵那郡を感じてもらうため、古墳や古窯跡等の遺跡や東山道ゆかりの地を巡るルートを設定する。
- ・史跡ガイドボランティアを募集・育成し、史跡への理解と地域交流の深化を図る。
- ・周辺遺跡と連携した見学が出来る様な案内板等を設置し、インターネットや共通パンフレット等の様々な手法により積極的な情報発信を図る。
- ・他地域の同様な史跡ボランティア団体等と交流を促進する。

## 第11節 保存活用事業に必要となる調査等に関する計画

正家廃寺跡の遺構については、これまでの発掘調査で築地遺構に囲まれた伽藍地と寺の維持管理施設を配置したと推定される東方区画の存在が確認されている。しかし、金堂、

塔、講堂、中門、回廊以外の主要伽藍（経蔵、鐘楼、僧坊、食堂など）の配置や規模、築地遺構塀の各辺の傾きと長さ、東方区画の性格を確定するための発掘調査、寺域範囲を確定するための築地遺構外側の遺構確認調査など、全容解明のための課題は多く残されている。今後も長期的な視野から発掘調査や文献調査等、各種の調査を推進していく必要がある。

特に、道路南側の史跡指定地（南側斜面）については、遺構確認のための調査が未実施であり、遺構が存在している可能性もあるため、継続的な調査が必要である。

## 第12節 公開活用に関する計画

正家廃寺跡の公開活用について以下のような「場」としての活用を目指す。

### 【公開活用】

- ・地域の歴史を学ぶ場：長島小学校をはじめとした市内の小中学校や、将来的には他地域からの学校を対象とし、学校課外活動として体験学習を中心とした利用を促進する
- ・拠点の場：周辺の文化財や資料館など、恵那の歴史的資源を巡るルートの一拠点として、ウォーキングルートを設定し、スタンプラリーや宝探しなど屋外ゲームなどを実施する。
- ・交流の場：歴史講座やイベントなどを定期的 to 実施し、史跡公園を介した交流人口の増加を目指す。

## 第13節 管理運営に関する計画

史跡は保存に向けた維持管理・活用が極めて重要である。史跡を保存活用していくための基本的な方策として、調査整備委員会等を中心に①調査・研究（確認）、②保存・整備（保護）、③公開・活用（利用）の推進や見直しが必要となる。また、これらの3つの方策の効果を高めていくためには、地域が主体となり、地域の文化遺産を守っていくことが望ましく、地域住民と行政、アドバイザー（専門家）の協働による運営体制を整えていく必要がある。

地域住民との協働を進めるための枠組は、①市民や NPO・ボランティアなどの各種団体、②行政、③アドバイザー（専門家）などで構成される。特に史跡の活用については、市民が史跡活用の活動に積極的に参画し、これらの活動を行政並びにアドバイザー（専門家）が支援していく体制を構築していくことが望まれる。

現在は、管理団体の恵那市が、史跡の日常的な管理や現状変更等の許可に係る事務、整備活用事業実施の役割を担っている。一方で、正家廃寺保存会などの地域団体が、勉強会やワークショップ、草刈り等の維持管理を継続的に実施している。今後も、市民と行政が協働して史跡の保存・活用を推進していく。

## 第8章 保存活用に向けて

### 【主なコンセプト】

各章で述べた正家廃寺跡の文化財的価値に基づき、遺構の保存を最優先にし、来訪者の利便向上を目指して、次を念頭に置いて整備と保存活用に努める。

- ①現地形の状態を見せる（現在の地形、景観を大切にして、永続的に市民、観光客が目に見える保存活用を行う）
- ②地表に露出している基壇と礎石の保護（特に表面や角面の摩耗保護）
- ③看板など説明板の充実（VR等最新技術を使用した体感型説明）

### 第1節 年次計画

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
遺構の保護措置 （基壇及び礎石）		→			
遺構保護のための樹木伐採（切株除却） 維持管理、遺構表示	→				→
看板等説明板更新 （VRやARの使用）			→		
休憩施設、（ベンチ等） 利便施設（駐車場、便所等の整備）				→	
啓発活動	→				→

\*事業年度は変動する場合がある

### 第2節 主な事業費概算（単位：千円）

令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	年間合計
計画承認と伽藍地樹幹除去、景観改善木の伐採	伽藍地基壇の保護（基壇表面、角面を中心に）	看板、説明板の更新	多目的広場（便所等）設計	多目的広場（便所等）整備工事	
4,500	27,000	25,000	10,000	30,000	96,500

\*金額は変動する場合がある



### 第3節 今後の課題

正家廃寺跡の事業化に向けた課題を以下のように整理した。

#### 【市民の理解と協力を得る】

史跡保存活用事業の推進のためには、地域住民の理解と協力を得ていくことが必要不可欠となる。平成29年度のワークショップでのアンケート結果からは、地域住民の正家廃寺跡に対する理解は十分高かったが、城郭などと比べ建造物があるわけではなく、地味な印象が強いという若い世代の見方もあり、史跡の価値を示す啓発やイベントとの関連付けも不足といった課題がある。そのため、事業推進に際しては特に若年層、青年層を対象とした情報公開に努めるとともに、ワークショップ等を通し正家廃寺跡への関心を高め、イベントとの関連付け（周知活動、企画運営など）を通して恵那地域の歴史への関心につなげていく必要がある。また、これらの活動のなかで地域住民をはじめとした関係者からの意見聴取を基に計画内容への反映フィードバックを行っていく体制を構築、維持していく必要がある。

#### 【遺構の保存と史跡の利活用を進めるための保存を進める】

本事業の目的は現在の地下遺構の適切な保存を図り、後世に残し、伝えていくことを第一義と捉え、保存と利活用の整合性を図っていくことが重要である。

#### 【恵那郡の成り立ちなどを含め、古代寺院としての正家廃寺跡の周知を進める】

中山道大井宿や岩村城跡等の知名度に比べ、長島町正家地区に古代寺院が建立されていたことを知る人は決して多くない。また、当時の人が傾斜地を有効活用するために造成事業を行ったことも重要な要素として伝えていくべきである。

今後は、市のホームページを含め既存媒体を活用し正家廃寺跡の紹介を行っていくほか、古代をテーマとした講座の実施や見学会などの開催により、正家廃寺の存在と事業の進展を多くの市民に周知していくことが必要となる。

#### 【正家廃寺跡の「見える化」を進める】

正家廃寺跡は公有地化も済み、史跡指定地内の樹木の伐採や発掘調査等が進められているが、遺構の表現方法を十分に検討し、見える形にしていく必要がある。

#### 【行政と地域の連携強化】

- ・ 恵那市教育委員会（文化財担当）としての人員体制の整備
- ・ 関連担当部局（建設部建設課など）周辺管理者等との連携
- ・ 維持管理の役割分担（行政と市民）

**【市民との維持管理に向けた役割分担】**

作業種別	内容	事業主体
史跡の保存管理	指定地の登記、現状変更の有無の確認や届け出、史跡の標識、囲み柵の設置など遺構の保存に関する全般	行政主体で実施
施設・工作物の保守管理	サイン、ベンチ等の保守点検及び維持補修	行政主体で実施(看板の手入れ等は市民主体)
指定地外等の管理	植栽(花木など)病虫害防除、草刈り、芝の手入れ、剪定、施肥の指導など	協働管理(花などの管理は市民主体)
清掃	休憩・便益施設(ベンチ、トイレなど)の清掃	協働で実施
巡視・点検	日常的な利用におけるチェックなど	協働で実施

## 【参考文献】

- 恵那市 2016 『第2次恵那市総合計画』
- 恵那市 2012 『恵那市都市計画マスタープラン』
- 恵那市 2007 『恵那市観光まちづくり指針』
- 恵那市 2012 『恵那市景観計画』
- 恵那市 2016 『恵那市歴史的風致維持向上計画』
- 恵那市 2019 『恵那市歴史的風致維持向上計画2期』
- 恵那市 2014 『市勢要覧 2014』
- 恵那市 2016 『恵那市統計書』
- 恵那市 1983 『恵那市史通史編第1巻』
- 恵那市 1980 『恵那市史資料編考古・文化財』
- 南山大学人類学博物館 1982 『岐阜県恵那市正家廃寺発掘調査報告書』
- 恵那市教育委員会 2000 『正家廃寺跡Ⅱ・寺平遺跡』
- 恵那市教育委員会 2018 『正家廃寺跡Ⅲ・寺平遺跡』
- 正家寺平歴史の里整備構想研究会 2010 『正家寺平歴史の里整備構想報告書（案）』
- 恵那市教育委員会 2014 『正家廃寺跡環境整備基本構想（素案）』
- 恵那市教育委員会 2012 『史跡正家廃寺跡保存管理計画』
- 恵那市教育委員会 2001 『正家廃寺跡発掘調査の概要』
- 文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびきⅠ～Ⅳ』
- 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援業務報告書』

史跡正家廃寺跡保存活用計画

発行日 令和4（2022）年3月

編集・発行 恵那市教育委員会生涯学習課

歴史資産整備係

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話 0573-26-2111（代）

FAX 0573-26-2189